

# 岐阜県耐震改修促進計画 (案)



平成19年 3月 策 定

令和 8年 3月 最終改定

# 目 次

はじめに	1
1 計画策定の経緯と地震防災における位置付け	
2 計画改定の経緯	
3 岐阜県震災対策検証委員会の提言	
4 令和6年能登半島地震に学ぶ—今後の震災対策—	
<b>第1 想定される地震の規模、想定される被害状況</b>	<b>4</b>
<b>第2 建築物の耐震化に係る目標</b>	<b>5</b>
1 建築物の耐震化の現状	
（1）住宅の耐震化の現状	
（2）特定建築物の耐震化の現状	
（3）耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の現状分析	
（1）耐震化率の推移と評価	
（2）岐阜県の特徴	
（3）耐震化が進まない要因	
3 建築物の耐震化の目標	
4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	
（1）県有施設における耐震化	
（2）その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化	
<b>第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針</b>	<b>18</b>
1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	
（1）県民・事業者（建築物所有者）の役割	
（2）市町村・県の役割	
2 実施する事業の方針	
（1）事業の考え方	
（2）実施する事業	
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	
（1）重点的に耐震化を図る地域	
（2）地震発生時に通行を確保すべき道路	
（3）重点的に耐震化を図る建築物	

(4) より重点的に耐震化を図る建築物	
4 第4期計画における重点的な取組	
5 「命」を守るための多様な取組の推進	
6 新たな耐震化の取組の検討	
<b>第4 建築物の耐震化を促進する施策</b> . . . . .	<b>23</b>
1 施策を推進するための体制	
2 安心して耐震化が行える環境整備	
(1) 岐阜県建築物等耐震化促進事業	
(2) 特定優良賃貸住宅の空き家の活用	
(3) 岐阜県住宅供給公社による耐震診断・改修	
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策	
<b>第5 指導・勧告又は命令等に関する事項</b> . . . . .	<b>28</b>
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等	
(1) 要緊急安全確認大規模建築物 (法附則第3条該当)	
(2) 要安全確認計画記載建築物 (法第7条該当)	
(3) 特定既存耐震不適格建築物 (法第14条、第15条該当)	
(4) 既存耐震不適格建築物 (法第16条該当)	
2 所管行政庁との連携	
3 建築基準法による勧告又は命令	
<b>別表1</b> . . . . .	<b>31</b>
<b>別表2</b> . . . . .	<b>32</b>

# はじめに

## 1 計画策定の経緯と地震防災における位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成19年3月に策定した。

本計画は、以下に掲げる県の地震防災に係る各計画との調和を図り、地震防災施策の一環として位置付けるものである。

### ○本計画と調和を図る地震防災の対策に係る県計画

- ・ 岐阜県強靱化計画
- ・ 岐阜県地域防災計画
- ・ 岐阜県地震防災行動計画

また、県では、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs※）に関して、令和2年7月17日に「SDGs未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定した。

本計画に位置付ける取組は、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGsのうち、特に目標11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組を推進する。



※Sustainable Development Goals の略、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

## 2 計画改定の経緯

本計画は、平成 19 年 3 月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改定を行っている。また設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第 1 期計画 (H18～H27)	平成 19 年 3 月	計画策定
	平成 23 年 10 月	「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」に伴う岐阜県震災対策検証委員会の提言を反映（「3 岐阜県震災対策検証委員会の提言」参照）
第 2 期計画 (H28～H32(R2))	平成 28 年 4 月	第 2 期計画策定 要緊急安全確認大規模建築物を明記
	平成 28 年 8 月	要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）の指定
	平成 29 年 4 月	要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物、通行障害既存耐震不適格建築物）の指定
第 3 期計画 (R3～R7)	令和 3 年 3 月	第 3 期計画策定
第 4 期計画 (R8～R12)	令和 8 年 3 月	第 4 期計画策定 要安全確認計画記載建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）の指定

## 3 岐阜県震災対策検証委員会の提言

県では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、県内で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織した。そのなかで、建築物の耐震化に関する「耐震化分科会」が設置されて検証・検討が行われた。

建築物の耐震化については、平成 23 年 7 月 31 日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の 7 項目の提言がなされている。

建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋（【 】は特に連携を図るべき事業主体）

- ①防災拠点施設等の耐震化【市町村・建物所有者】
- ②緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ③耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【市町村・建築関係団体】
- ④耐震化に関する補助制度の見直し【市町村】
- ⑤不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ⑥宅地被害の周知【市町村・建築関係団体】
- ⑦「命」を守るための多様な取組みの推進【市町村】

#### 4 令和6年能登半島地震に学ぶ—今後の震災対策—

県では、第3期岐阜県強靱化計画の策定に先立ち、令和6年能登半島地震の発災以降、被災地に対する支援を実施するとともに、本地震に学び、本県の震災対策の一層の強化充実につなげるため、これまでに明らかになった状況、被災地での支援活動にあたった職員などからの報告を踏まえ、「建物耐震化の促進」等、大きく4つのテーマを軸に震災対策の見直しを実施した。

令和7年1月にとりまとめられた「令和6年能登半島地震に学ぶ—今後の震災対策—」において、建物耐震化の促進で今後検討すべき対策として、以下の6項目が挙げられている。

建物耐震化の促進に関する項目のみ抜粋

（【 】は特に連携を図るべき事業主体）

- ・ 古い住宅が多い地域など、重点的に耐震化啓発を行う地域の抽出及び戸別訪問による啓発の強化  
【市町村・関係団体】
- ・ 耐震診断・耐震改修工事に対する支援の継続【市町村】
- ・ 部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策の検討【市町村】
- ・ 沿道の建築物が耐震診断の義務化対象となる緊急輸送道路の指定拡大の検討【市町村】
- ・ 耐震診断を義務化した路線沿道の要耐震化促進対象建築物の所有者に対する耐震化啓発の強化  
【市町村】
- ・ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震補強工事に対する支援の継続【市町村】

## 第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小合わせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード 8.0）であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成 23 年度から 24 年度にかけて県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から 30 年度にかけて県が実施した「岐阜県内陸直下地震等被害想定調査」に基づくものである。

表 1-1 想定される地震の規模と建物被害

想定される地震、断層	最大震度	PL 値 (液状化指数)※	建物被害(棟数)	
			全壊	半壊
南海トラフ地震★	5.97(震度6弱)	58.30	35,000	100,000
揖斐川—武儀川(濃尾)	6.67(震度7)	51.40	77,000	130,000
長良川上流(北側震源)	6.71(震度7)	32.21	26,500	58,600
長良川上流(南側震源)	6.68(震度7)	29.99	10,200	15,800
屏風山・恵那山及び猿投山	6.41(震度6強)	24.36	31,000	52,000
阿寺(北側震源)	6.54(震度7)	29.76	20,500	42,400
阿寺(南側震源)★	6.64(震度7)	31.61	16,000	37,000
跡津川★	6.59(震度7)	37.81	20,000	39,000
養老—桑名—四日市★	6.96(震度7)	59.10	68,000	113,000
高山・大原(北側震源)★	6.81(震度7)	32.01	17,000	32,000
高山・大原(南側震源)	6.80(震度7)	32.50	15,600	23,200

※PL 値(液状化指数) PL 値>15:液状化の可能性が高い 5<PL 値≤15:液状化の可能性はある

★平成 23~24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29~30 年度実施の調査による。

この調査で最大の被害棟数を想定する揖斐川—武儀川(濃尾)断層帯による地震は、全壊棟数の半数以上が建物の多い岐阜地域での被害を想定している。また跡津川断層や阿寺断層など飛騨地域や東濃地域にある断層による地震では、比較的離れた岐阜・西濃地域においても全壊建物が多数発生する。これは、この地域の地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことに起因する。

いずれの地震でも建物被害が 1 万棟を超え、かつ広範囲に及ぶことが予想されるため、全県的に住宅・建築物の耐震化が必要である。

## 第2 建築物の耐震化に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和 56 年 6 月 1 日から施行され、新耐震設計法が導入された。

本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。

「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。(住宅においては戸数)

「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

### 1 建築物の耐震化の現状

#### (1) 住宅の耐震化の現状

県内の建築年代別住宅数は、5 年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表 2-1 のとおりである。

表 2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

建築年	年代別 住戸数	H10年調査		H15年調査		H20年調査		H25年調査		H30年調査		R5年調査	
		戸数	割合 (%)										
旧 基 準	S35年以前	100,000	15	85,800	13	73,600	10	64,100	9	96,500	13	81,500	11
	S36～S45年	90,600	14	75,100	11	68,400	10	60,900	8				
	S46～S55年	169,300	26	141,200	20	138,000	19	122,900	17	109,500	15	111,000	14
	不詳	—	—	—	—	—	—	10,700	1	13,300	2	10,100	1
	計	359,900	55	302,100	44	280,000	39	258,600	35	219,300	30	202,600	26
新 基 準	S56～S60年	72,600	11	72,400	11	136,600	19	126,200	18	117,400	16	121,300	16
	S61～H2年	78,300	12	78,100	12								
	H3～H7年	82,100	13	79,100	12	74,800	10	73,300	10	72,700	10	139,500	18
	H8～H12年	50,000	8	95,000	14	89,700	13	80,200	10	77,500	10		
	H13～H17年	—	—	39,200	6	80,600	11	75,100	10	65,800	9	67,600	9
	H18～H20年	—	—	—	—	35,100	5	52,200	7	68,800	9	61,300	8
	H21～H22年	—	—	—	—	—	—	53,900	8				
	H23～H25年	—	—	—	—	—	—	—	—	37,800	5	89,500	12
	H26～H30年	—	—	—	—	—	—	—	—	51,600	7		
	R1～R5年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59,400	8
	不詳	6,100	1	9,000	1	16,000	2	19,900	2	39,400	5	28,700	4
計	289,100	45	372,800	56	432,800	61	480,800	65	531,000	70	567,300	74	
合 計		649,000	100	674,900	100	712,800	100	739,400	100	750,300	100	769,900	100

※ H25年調査以降の不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上とする。

岐阜県における住宅の耐震化率の現状については、令和 5 年住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値によると、「新基準建築物の住宅」が約 57 万戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は約 3 万 1,000 戸、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により約 6 万 4,000 戸であることから、県内の住宅総数約 77 万戸のうち約 66 万 5,000 戸が「耐震化されている住宅」と推計できる。

図 2 - 1 住宅の耐震化の現状 (R5 時点)

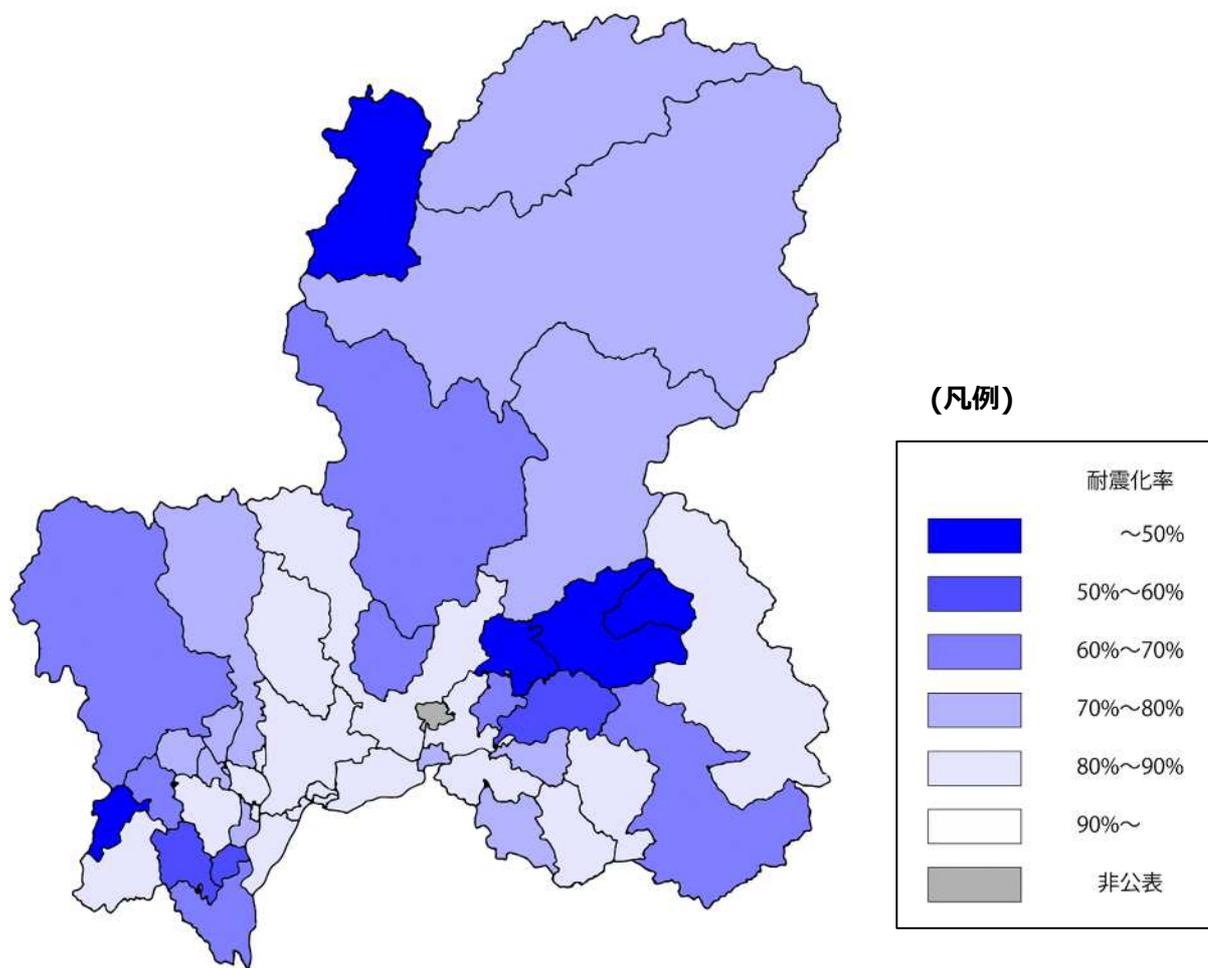


※ 上記のデータは四捨五入処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

なお、住宅の耐震化率は、図2-2のとおり市町村ごとに進捗状況が大きく異なっている。

図2-2 市町村ごとの住宅の耐震化率の現状（R6 時点公表数値）

参考



※ 耐震化率の算定年次や算定方法は市町村によって異なる。

## (2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表2-2のとおりとする。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の1号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	-	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	-	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

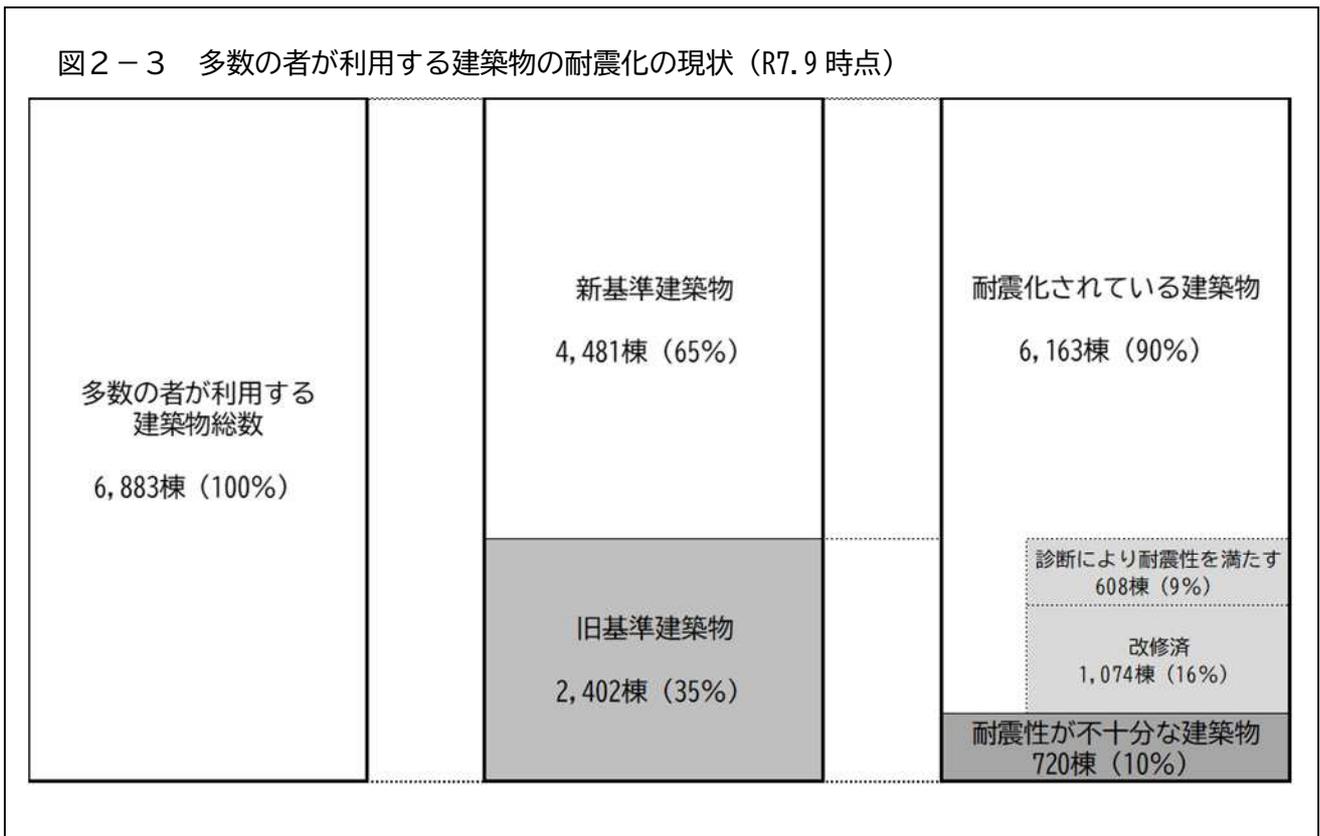
表2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (R7.9時点)

(単位：棟)

用途	耐震化の現状					耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
	全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済み D	耐震性を満たす E		
庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等	6,883	4,481	2,402	1,074	608	6,163	90%

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が4,481棟、「旧基準建築物」2,402棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が1,074棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が608棟であることから、「耐震化されている建築物」は6,163棟となり、県内の多数の者が利用する建築物総数6,883棟のうち約90%が耐震化されていると推計できる。

図2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (R7.9時点)



### (3) 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状

平成 25 年の法改正により、一定規模以上の大規模建築物や防災拠点等のより重点的に耐震化を進めるべき建築物に対し、法や耐震改修促進計画での位置付けにより耐震診断の実施及び報告を義務付け、公表を行うこととなった。これにより対象となる建築物は表 2 - 4 のとおりである。耐震化の現状は、表 2 - 5 のとおりである。

表 2 - 4 耐震診断義務付け建築物の指定状況 (R7.9 時点)

種別		根拠	対象棟数	診断結果
要緊急安全確認大規模建築物*		法附則第 3 条	118 棟	公表済
要安全確認	防災拠点建築物	法第 7 条第 1 項第 1 号 (本計画 別表 1)	41 棟	公表済
計画記載建築物*	通行障害既存耐震不適格建築物	法第 7 条第 1 項第 2 号 (本計画 別表 2)	37 棟	公表済

※各建築物の概要は、表 5 - 2 参照。

表 2 - 5 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状 (R7.3 時点)

(単位：棟数)

種別	全棟数 A=B+C+D	耐震性が確保されていない建築物 B	耐震性が確保されている建築物 F=C+D		耐震化率 G=F/A
			耐震改修実施済み C	耐震性を満たす D	
要緊急安全確認大規模建築物	118	11	83	24	91%
要安全確認	41	9	32	0	78%
計画記載建築物	37	25	11	1	32%

## 2 建築物の耐震化の現状分析

### (1) 耐震化率の推移と評価

第1期計画策定時以降、岐阜県の耐震化率は表2-6のとおり推移しているが、第3期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%」には至っていない。

しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は半減しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。

表2-6 耐震化率の推移

住宅	約 65% (H17)	約 83% (H30)	約 86% (R5)
多数の者が利用する建築物	約 72% (H17)	約 88% (R2)	約 90% (R7)
要緊急安全確認大規模建築物	約 78% (H27)	約 86% (R2)	約 91% (R7)
要安全確認計画記載建築物 (防災拠点建築物)	0% (H29)	約 34% (R2)	約 78% (R7)
要安全確認計画記載建築物 (通行障害既存耐震不適格建築物)	約 8% (H29)	約 11% (R2)	約 32% (R7)

### (2) 岐阜県の特徴

国土交通省が発表した令和5年時点の全国の住宅耐震化率は「約90%」で、岐阜県はそれを下回る結果となっている。その要因として、以下に挙げる岐阜県の住宅事情もその一つとして起因していると考えられる。

#### ○岐阜県の特徴（令和5年住宅・土地統計調査より分析）

- ・都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い

	戸建て	共同住宅等
全国	52.7%	47.3%
岐阜県	<b>74.2%</b>	<b>25.8%</b>

- ・旧基準の木造住宅の割合が高い

	住戸全体に対する旧基準木造住宅の割合
全国	13.3%
岐阜県	<b>20.4%</b>

→結果、耐震化を促進すべき戸建木造住宅の割合が全国に比べて多い。

### (3) 耐震化が進まない要因

平成 14 年度以降、戸別訪問等により、木造住宅の耐震啓発を実施してきた。

令和 7 年 3 月末時点で、耐震診断を受診した方が 19,915 人、そのうち、耐震改修をされた方が 2,382 人であり、耐震診断から耐震改修へ進む方は 2 割に満たない状況である。

そのため、令和 6 年度に戸別訪問等の機会に併せ、耐震診断を今まで受診されていない方 (1,253 人) 及び耐震診断は受診済だが耐震改修を実施していない方 (759 人) の計 2,012 人の県民へアンケートを実施 (回答者属性は表 2-7) し、それぞれ表 2-8、表 2-9 のような要因が挙げられている。

表 2-7 R6 県民アンケートの回答者属性

所在地		世帯主の年齢※		世帯人数※
岐阜	1,048(52.1%)	35 歳未満	23( 1.2%)	平均 2.44 人
西濃	265(13.2%)	35~49 歳	103( 5.4%)	
中濃	370(18.4%)	50~64 歳	340(17.8%)	
東濃	118( 5.9%)	65~74 歳	594(31.2%)	
飛騨	211(10.5%)	75 歳以上	846(44.4%)	

※アンケートで建替えや耐震改修を実施したことが判明した分は除く

表 2-8 耐震化が進まない要因 (耐震診断未実施の方を対象) ※複数回答有

主な要因	主な意見
<b>防災意識の希薄</b> 回答数 1,386 (回答率 65.5%)	・耐震改修をするつもりがない ・大地震が来たら諦める 住民理解が十分でない
<b>高齢者世帯のみの増加</b> 回答数 502 (回答率 23.7%)	・跡継ぎがいない 今後の利用予定がない

表 2-9 耐震化が進まない要因 (耐震改修工事未実施 (耐震診断済)の方を対象) ※複数回答有

主な要因	主な意見
<b>経済的負担</b> 回答数 649 (回答率 46.4%)	・多額の費用がかかる ・今の家にお金をかけたくない 金銭負担がネック
<b>高齢者世帯のみの増加</b> 回答数 315 (回答率 22.5%)	・跡継ぎがいない 今後の利用予定がない
<b>防災意識の希薄</b> 回答数 302 (回答率 21.6%)	・大地震が来たら諦める ・手続きが面倒 住民理解が十分でない

これらの課題に対しては、これまでも啓発活動や補助制度などで対応してきたが、耐震改修に対するインセンティブの低下が懸念されるため、これまで耐震診断・耐震改修の実施を躊躇されてきた方等のニーズ把握を行いながら、よりの確に耐震化を促進するための施策の検討が必要である。

特に耐震改修に進まない要因として経済的負担が過半を占めているため、精密診断や安価な工法の普及等、より安価に実施できる施策の検討が必要であるとともに、代理受領制度※の導入やリ・バース 60 を活用した補助制度の普及等、所有者の負担軽減につながる取組の検討が必要である。

また、「高齢者世帯のみの増加」に伴い、住宅の今後の利用予定がないという要因が 2 割超あるため、建替えや除却工事に対する更なる施策の検討が必要である。

※代理受領制度…耐震改修施工業者が所有者の委託を受け、補助金を代理で受領するもの。

所有者は工事代金と補助金の差額のみを支払うことになり、負担が軽減される。

### 3 建築物の耐震化の目標

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成 16 年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成 23 年の東日本大震災以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

県民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

○国の基本方針（抜粋）平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号  
最終改正 令和 7 年 7 月 17 日国土交通省告示第 535 号

#### 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和 17 年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

○第 1 次国土強靱化実施中期計画について（抜粋）令和 7 年 6 月 6 日閣議決定

居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）

90%【R5】 → 95%【R12】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等（11,464 棟（令和 5 年度末時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

92.9%【R5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R12】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

緊急輸送道路の一部等（約 9,000 km）の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの（7,291 棟（令和 6 年 4 月 1 日時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

43.6%【R5】 → 60%【R12】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、将来的には 100%に近い状態を目指す。

建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取組や上記の国の動向を踏まえ、以下を目標とする。

＜第4期計画における目標＞	
■住宅の耐震化率	令和12年 95%
■多数の者が利用する建築物の耐震化率	令和12年 95%
■要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	令和12年 おおむね解消 <sup>※1</sup>
■要安全確認計画記載建築物の耐震化率	
防災拠点建築物	早期におおむね解消 <sup>※1</sup>
通行障害既存耐震不適格建築物	令和12年 50% <sup>※2</sup>
<small>※1_耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、100%に近い状態を目指す</small>	
<small>※2_平成29年4月1日指定分</small>	

耐震化率95%を達成するため、令和5年から令和12年までの間に、住宅については約6万5,000戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については376棟の耐震化が必要である。また、耐震診断義務付け建築物の耐震化率を達成するためには、要緊急安全確認大規模建築物は11棟、要安全確認計画記載建築物のうち、防災拠点建築物は9棟、通行障害既存耐震不適格建築物は7棟の耐震化が必要である。そのため、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建替え・耐震改修の促進を図る。特に住宅の耐震化率については、市町村ごとに進捗状況が大きく異なるため、各市町村の実態に応じた取組を行い、耐震化の促進を図る。

図2-4 住宅の耐震化の目標

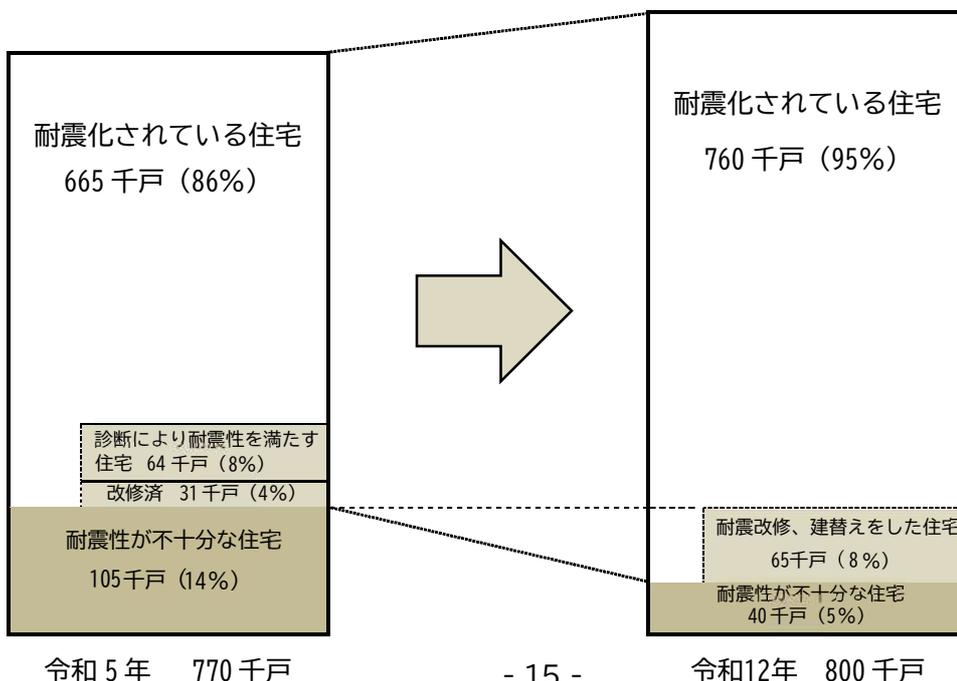


図2-5 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

※新築、除却を勘案して、令和7年時点の建築物総数から増減なしと仮定して算出。

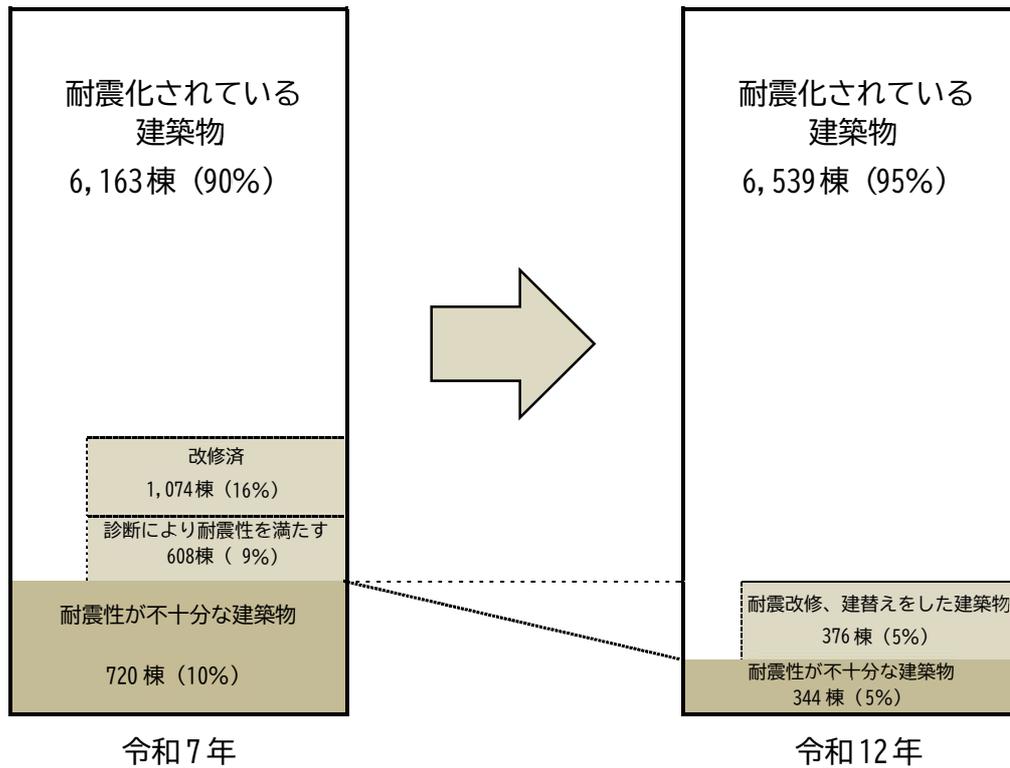


図2-6 耐震診断義務付け建築物の耐震化の目標

区分	現状令和7年度			目標 令和12年度	
	対象棟数	耐震性有り	耐震性不十分		
要緊急安全確認大規模建築物	118	107	11	おおむね解消 <sup>※1</sup>	
要安全確認 計画記載建築物	防災拠点建築物	41	32	9	おおむね解消 <sup>※1</sup>
	通行障害既存 耐震不適格建築物 <sup>※2</sup>	37	12	25	50%

※1\_耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、100%に近い状態を目指す

※2\_平成29年4月1日指定分

## 4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

---

災害時に、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全確保、被災後の応急対策活動の拠点としての機能確保に繋がり、大変重要である。

一方、平成 23 年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成 28 年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設、防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

### (1) 県有施設における耐震化

県有施設のうち、木造及びコンクリートブロック造以外の構造で延べ床面積が 200 m<sup>2</sup>以上かつ居室を有する建築物については、計画的に耐震化に取り組んできた。

旧耐震基準で建築された県有建築物の 830 棟について耐震診断を実施した結果、耐震性不十分と判定されたものが 453 棟であった。耐震性不十分と判定された棟は、すべて耐震補強等により対応済である。

なお、施設を利用する県民に対して耐震性の周知を行うため、耐震診断結果、耐震性が不十分なものについては今後の施設整備予定（改築、使用中止など）について平成 20 年 7 月から公表しており、随時情報更新を行っている。

### (2) その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化

県以外の公共施設の所有者（国や市町村など）は、建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、建築物の耐震化を推進に努めるよう促す。

特に、庁舎や病院などの防災拠点施設となる建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物については、耐震化の早期完了を目指すよう促す。

また、民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取組状況を周知することなどを通じて所有者による耐震性の早期確保に努めるよう促す。

## 第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

### 1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

岐阜県地震防災対策推進条例より、地震による被害を最小限にとどめるためには、県民・事業者、市町村及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

県民・事業者、市町村及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

#### (1) 県民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・県民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ・県民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

#### (2) 市町村・県の役割

- ・市町村は国の基本指針や本計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。
- ・市町村及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に、市町村にあっては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・市町村及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・市町村及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講じるよう努める。
- ・所管行政庁※である市及び県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

※所管行政庁とは法第2条に定める建築主事を置く市町村の長をいう。

### 2 実施する事業の方針

#### (1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、県民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

## (2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることで、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや県の財政状況等を考慮した上で、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

## 3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適合建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域	県内全域
------------------	------

県内では、南海トラフ地震又は内陸直下地震により多くの被害が想定されていること、想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在することから、県内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	第1～3次緊急輸送道路等
----------------------	--------------

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

なお、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であるため、道路部局等と密に連携し、施策の推進を図る。

このため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、第1次から3次までの緊急輸送道路を指定する。

また、緊急輸送道路等のうち、隣県、県内各地域を繋ぐ道路や、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定め、法第5条第3項第2号に基づく道路として指定する。(別表2)

<b>(3) 重点的に耐震化を図る建築物</b>	<b>多数の者が利用する建築物等、木造住宅、県有建築物</b>
--------------------------	---------------------------------

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから対象とする。

更に、上記に該当しない県有建築物についても、県民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から対象とする。

<b>(4) より重点的に耐震化を図る建築物</b>	<b>耐震診断義務付け建築物</b>
----------------------------	--------------------

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

なお、要安全確認計画記載建築物として指定する建築物は、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物(以下「防災拠点建築物」という。)として別表1に記載した建築物及び別表2に記載する道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物に限る)とする。

## 4 第4期計画における重点的な取組み

第3期計画では、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物が半減しており、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつあることから、図3-1のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組を強化することとした。第4期計画においても、同様の方向性で、引き続き施策を進めていく。

図3-1 重点的に取り組む対象建築物と施策の方向性

対象（3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物※1	広く県民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等※2 ・木造住宅 ・県有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物※3 ・防災拠点建築物※4 ・通行障害既存耐震不適格建築物※4	全所有者向け	改修



着実な耐震化推進に向けて  
より重点化

※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）

※3 要緊急安全確認大規模建築物

※4 要安全確認計画記載建築物

## 5 「命」を守るための多様な取組の推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

ただし、資力等の要因により耐震改修等を行うことができない所有者もいるため、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な施策も有効である。

そのため、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保される簡易補強のほか、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置等を推進することも必要であり、市町村に対する制度創設の働きかけを行う。

## 6 新たな耐震化の取組の検討

---

平成 28 年に発生した熊本地震や、令和 6 年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成 12 年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られた。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後には、平成 12 年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能を確認する新たな取組の検討が必要である。

## 第4 建築物の耐震化を促進する施策

### 1 施策を推進するための体制

岐阜県では、県、市町村及び建築関係団体で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を平成 22 年に立ち上げ、耐震化への取組の情報交換や連携を図ってきた。今後も、県の耐震化施策を推進するために、同協議会を活用し全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。

### 2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析したうえで、必要に応じて新規施策の追加や、現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めることとする。

#### (1) 岐阜県建築物等耐震化促進事業

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して市町村と協働して補助を平成 14 年度より実施し、この間、地震災害によって明らかになった課題やニーズに応じて、対象拡大や補助金の増額などの制度拡充を行ってきた。今後も耐震化の積極的な推進を図る上で、必要な予算の確保や制度の拡充等に努める。

表 4 - 1 岐阜県建築物等耐震化促進事業の概要 (R7 現在)

対象	種別	制度開始	特記事項
木造住宅	耐震診断	H14～	H20 所有者負担無料化（市町村による無料診断実施）
	改修工事	H16～	H21 簡易補強工事を対象追加、R2 除却工事を対象追加、R7 耐震シェルター等設置工事を対象追加
建築物 特定建築物	耐震診断	H18～	H26 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充
	計画策定	H29～	
	改修工事	H18～	H28 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充
分譲マンション	耐震診断	H18～	
	改修工事	H18～	
その他	特定天井	改修工事	H29～
	ブロック塀	改修工事	R 元～

## (2) 特定優良賃貸住宅の空き家の活用

住宅の耐震改修工事において、当該住宅を居住の用に供することができない場合にあつては、耐震改修を実施する上での障害となることから、入居者の仮住居を円滑に確保する必要がある。

そのため、所得階層が中位にあるファミリー向けの公的賃貸住宅である特定優良賃貸住宅について、住宅の耐震改修工事（法第 17 条に規定する計画の認定建築物に限る。）の実施に伴い仮住居を必要とする者に対し、特定優良賃貸住宅の空き家を一定期間賃貸できるものとする。

この入居の特例は、県内に存する全ての特定優良賃貸住宅を対象とする。

## (3) 岐阜県住宅供給公社による耐震診断・改修

岐阜県住宅供給公社は、県内全域において、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができるものとする。

# 3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

---

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、県民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

## (1) 相談体制の整備

### ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の養成

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるためには、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」が必要である。このため県内の建築士事務所に勤務する建築士を対象に講習会を開催し、耐震診断及び耐震改修設計を行う「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を養成し、登録している。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う市町村窓口において閲覧でき、相談士の制度について県のホームページや無料相談会等で周知を図る。

### イ 建築相談窓口

県民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、県庁及び各建築事務所において「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、県民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関係団体においても建築相談窓口として県民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物

等の地震対策について、県民の相談に積極的に応じていく。

#### ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市町村等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家を派遣し、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

#### エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

#### オ 住宅リフォーム工事業者向け耐震改修講習会の実施

住宅所有者がリフォーム相談をする際の相手となる住宅リフォーム工事業者に対して、耐震に関する技術講習を行うことで、事業者を通じてより広く県民への耐震化周知を図る。

### (2) 情報提供の充実

#### ア パンフレットの作成・配布

これまで、県民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について県民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も市町村及び建築関係団体と連携して、耐震化や耐震シェルター設置等の命を守る取組に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、省エネ改修やバリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等と併せて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

#### イ 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やテレビ CM、インターネット等を活用し、広く県民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。また市町村と連携し市町村広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

#### ウ 市町村等主催の説明会への講師派遣

自治会単位等で開催される説明会等へ県から講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

#### エ 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPO との連携等幅広い取組が必要である。

市町村は、このような地域の取組等を支援する施策を講じることとし、県は、各種情報の提供、専

門家の派遣等必要な支援を行う。

#### オ 耐震啓発ローラー作戦の実施

主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細かな普及啓発を行う。

#### カ 診断義務付け建築物（要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物）への啓発強化

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

#### キ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

#### ク 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、市町村においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

#### ケ 教育部局との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げるための小中学生や高校生を対象に耐震講座の開催など、教育部局との連携を図りながら、防災教育を行っていく。

#### コ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、県民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、県内全ての市町村で作成・公表済みである。

#### サ 避難路沿道耐震化状況マップの作成・公表

災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う経路の確保が重要であるため、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路等沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図を作成・公表し、耐震化を促す。

## シ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

## 4 地震時の建築物の総合的な安全対策

---

### (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化と併せて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、市町村と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

### (2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、市町村と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

## 第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

### 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

所管行政庁である県・市では、法に基づき、以下のとおり指導・助言、あるいは耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行う。

#### (1) 要緊急安全確認大規模建築物 (法附則第3条該当)

報告された耐震診断の結果については、県 HP 等により平成 29 年 3 月 28 日に公表を行った。今後は、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

#### (2) 要安全確認計画記載建築物 (法第7条該当)

要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果について、所管行政庁が定める期日までに所管行政庁へ報告しなければならないが、適正な報告がなされない場合にあっては、報告を促し、なお、報告しない場合にあっては、所有者に対し耐震診断結果の報告を行うべきことを命じ、必要に応じてその旨を県 HP 等により公表を行う。

報告された耐震診断の結果については、県 HP 等により、公表を行うとともに、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

#### (3) 特定既存耐震不適格建築物 (法第14条、第15条該当)

法第14条第1項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勘案して指導・助言を行う。

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、必要に応じて指示を行い、指示をしたにも関わらず、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合は、その旨を県 HP 等により公表を行う。

#### (4) 既存耐震不適格建築物 (法第16条該当)

上記(1)～(3)以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表5-1 指導等規制対象一覧

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		指導 助言	指示 公表	報告命令 結果公表		指導 助言	指示 公表
要緊急安全確認大規模建築物	義務	/	/	○	努力義務 (※2)	○	○
要安全確認計画記載建築物		/	/	○		○	○
特定既存耐震不適格建築物	努力義務	○	○(※1)	/	○	○(※1)	
既存耐震不適格建築物		○	/	/	努力義務 (※3)	○	/

※1 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

※2 地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき

※3 必要に応じて

表5-2 用途別指導・規制対象一覧

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学 校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数2以上かつ 1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数2以上かつ 3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品 販売業を営む店舗		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄 舎、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、福 祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他こ れらに類するもの			
	幼稚園、幼保連携型認定こども園 又は保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイ トクラブ、ダンスホールその他こ れらに類するもの		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行そ 他これらに類するサービス業を営 む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場 の用途に供する建築物を除く）			
車両の停車場又は船舶若しくは航 空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供する もの		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自 転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類 する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物	政令で定める数量以上の危険 物を貯蔵、処理する全ての建築 物	500㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内 に存する建築物に限る）	
通行障害建築物	県及び市町村の耐震改修促進 計画で指定する緊急輸送道路 等の道路に接する通行障害既 存耐震不適格建築物	左に同じ	要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物 法第5条第3項第2号及び同 法第6条第3項第1号に定め る道路に接する通行障害既存 耐震不適格建築物	
公益上必要な建築物 （防災拠点建築物）			法第5条第3項第1号に定め る建築物	

## 2 所管行政庁との連携

---

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要がある。そのため、所管行政庁である県及び市において、書式の整備、具体的な取組方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

## 3 建築基準法による勧告又は命令

---

建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物、要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物のうち、耐震診断及び耐震改修の「指示」に従わないために法に基づく「公表」を行った既存耐震不適格建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修を明らかに行わない場合には、特定行政庁※は当該建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性又は損傷、腐食その他の劣化の進み具合を把握するために立入調査を実施する。

調査の結果、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると明らかに認められる建築物については建築基準法第10条第3項の規定による命令を行う。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると明らかに認められる建築物については同条第1項の規定による勧告や同条第2項による命令を行う。

※特定行政庁とは建築基準法第4条に定める建築主事を置く市町村の長をいう。

## 別表 1

法第5条第3項第1号で規定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震診断結果の報告期限

建築物の名称	所在地	記載年月日	報告期限
岐阜県庁	岐阜市	平成28年8月5日	平成29年7月31日
大垣市役所	大垣市		
中津川市役所	中津川市		
瑞浪市役所	瑞浪市		
羽島市役所	羽島市		
土岐市役所	土岐市		
各務原市役所	各務原市		
下呂市役所下呂庁舎	下呂市		
垂井町役場	垂井町		
安八町役場	安八町		
七宗町役場	七宗町		
白川町役場	白川町		
御嵩町役場	御嵩町		
山県市美山支所	山県市	平成29年4月1日	令和2年3月31日
揖斐川町谷汲振興事務所	揖斐川町		
揖斐川町久瀬振興事務所	揖斐川町		
揖斐川町藤橋振興事務所	揖斐川町		
大野町庁舎（西棟）	大野町		
関市役所上之保事務所 （本館棟）	関市		
郡上市役所高鷲振興事務所 （本館）	郡上市		
郡上市役所美並振興事務所 （本館）	郡上市		
中津川市加子母総合事務所	中津川市		
下呂市小坂振興事務所	下呂市		
下呂市馬瀬振興事務所	下呂市		
高山市高根支所	高山市		
養老町消防本部庁舎	養老町		
不破消防組合東消防署	垂井町		
朝倉運動公園町民体育館	垂井町		
災害医療拠点（※）	—		

※ 岐阜県地域防災計画（地震対策計画）第2章第7節に記載されている災害医療拠点のうち、耐震性が確保されていない又は不明な施設に限る。

注：要緊急安全確認大規模建築物については、法附則第3条第2項の規定により報告義務なし

## 別表 2

隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として、法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

<平成29年4月1日指定>

道路名	起 点		終 点	
	市町村地先	交差路線等	市町村地先	交差路線等
国道19号	多治見市富士見町	愛知県境	中津川市山口	長野県境
国道21号	土岐市泉寺田町	国道19号交差点	不破郡関ヶ原町今須	滋賀県境
国道22号	羽島郡笠松町円城寺	愛知県境	羽島郡岐南町八剣	国道21号交差点
国道41号	可児市東帷子	愛知県境	飛騨市神岡町谷	富山県境
国道258号	大垣市楽田町	国道21号交差点	海津市南濃町境	三重県境

参考図



上記指定道路又は高規格幹線道路のインターチェンジ等から、各地域の防災拠点施設を繋ぐ緊急輸送道路等として法第 5 条第 3 項第 2 号に基づき指定する道路

<令和 8 年 4 月 1 日指定>

地域	施設名	道路名等
岐阜	岐阜県庁	<p>【起点】国道 21 号（岐阜県庁前交差点）</p> <p>↓ 位置指定道路_昭和 45 年 8 月 21 日付け岐阜県告示第 654 号</p> <p>【終点】岐阜県庁</p>
	岐阜市役所	<p>【起点】東海環状自動車道（岐阜 IC）</p> <p>↓ 県道岐阜インター線（～大学北 1 交差点）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜美山線（～古市場神田交差点）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜大野線（～折立稲葉交差点）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜美山線（～正木古川西交差点）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜環状線（～則武中 2 南交差点）</p> <p>↓ 岐阜市道則武中則武西線（～則武中 1 東交差点）</p> <p>↓ 岐阜市道則武 1 号線</p> <p>↓ 岐阜市道鷺山則武線</p> <p>↓ 岐阜市道運動場線（～メモリアルセンター西交差点）</p> <p>↓ 岐阜市道忠節鷺山線（～四屋町交差点）</p> <p>↓ 県道上白金真砂線（～忠節町 1 交差点）</p> <p>↓ 岐阜市道忠節町 1 丁目美江寺町 2 丁目線（～裁判所前交差点）</p> <p>↓ 県道岐阜各務原線</p> <p>【終点】岐阜市役所</p>
	羽島市役所	<p>【起点】名神高速道路（岐阜羽島 IC）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜羽島インター線（～舟橋町宮北交差点）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜南濃線（～福寿町浅平 3 交差点）</p> <p>↓ 主要地方道大垣一宮線（～江吉良町柳原交差点）</p> <p>↓ 羽島市道羽島市役所東線</p> <p>【終点】羽島市役所</p>
	各務原市役所	<p>【起点】国道 21 号（那加大東町交差点）</p> <p>↓ 各務原市道那 813 号線（～各務原市道那 816 号線交差点）</p> <p>↓ 各務原市道那 816 号線</p> <p>【終点】各務原市役所</p>

	山口市役所	<p>【起点】 東海環状自動車道（山県 IC）</p> <p>↓ 国道 256 号（～山県市道 13097 号線交差点）</p> <p>↓ 山県市道 13097 号線</p> <p>【終点】 山口市役所</p>
	瑞穂市役所	<p>【起点】 国道 21 号（穂積中原交差点）</p> <p>↓ 主要地方道北方多度線</p> <p>【終点】 瑞穂市役所</p>
	岐南町役場	<p>【起点】 国道 21 号（八剣交差点）</p> <p>↓ 岐南町道 109 号線（～岐南町道 467 号線交差点）</p> <p>↓ 岐南町道 467 号線</p> <p>【終点】 岐南町役場</p>
	北方町役場	<p>【起点】 東海環状自動車道（大野神戸 IC）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜関ヶ原線（～長谷川西 3 交差点）</p> <p>↓ 北方町道 4 号線（～北方町道 500 号線交差点）</p> <p>↓ 北方町道 500 号線</p> <p>【終点】 北方町役場</p>
西濃	大垣市役所	<p>【起点】 国道 258 号（禾森交差点）</p> <p>↓ 主要地方道大垣一宮線（～寺内町交差点）</p> <p>↓ 主要地方道大垣停車場線（～郭町交差点）</p> <p>↓ 県道西大垣停車場線（～市役所北交差点）</p> <p>↓ 大垣市道丸の内船 1 号線</p> <p>【終点】 大垣市役所</p>
	海津市役所	<p>【起点】 国道 258 号（駒野交差点）</p> <p>↓ 主要地方道津島南濃線（～馬目交差点）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜南濃線</p> <p>【終点】 海津市役所</p>
	養老町役場	<p>【起点】 東海環状自動車道（養老 IC）</p> <p>↓ 県道養老平田線（～石畑交差点）</p> <p>↓ 主要地方道大垣養老公園線</p> <p>【終点】 養老町役場</p>

<p><b>垂井町役場</b></p>	<p>【起点】国道 21 号（宮代交差点）</p> <p>↓ 県道養老垂井線（～垂井町道宮代 88 号線交差点）</p> <p>↓ 垂井町道宮代 88 号線</p> <p>【終点】垂井町役場</p>
<p><b>関ヶ原町役場</b></p>	<p>【起点】国道 21 号（関ヶ原駅前交差点）</p> <p>↓ 関ヶ原町道駅前通り線</p> <p>↓ 県道関ヶ原停車場線</p> <p>【終点】関ヶ原町役場</p>
<p><b>神戸町役場</b></p>	<p>【起点】東海環状自動車道（大野神戸 IC）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜関ヶ原線（～下磯交差点）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜巣南大野線（～神戸大橋）</p> <p>↓ 県道大垣大野線（～福井交差点）</p> <p>↓ 県道赤坂神戸線（～下宮交差点）</p> <p>↓ 神戸町道神戸 74 号線</p> <p>【終点】神戸町役場</p>
<p><b>輪之内町役場</b></p>	<p>【起点】国道 258 号（横曽根 3 交差点）</p> <p>↓ 主要地方道羽島養老線（～輪之内町道 13077 号線交差点）</p> <p>↓ 輪之内町道 13077 号線</p> <p>↓ 輪之内町道 12002 号線</p> <p>【終点】輪之内町役場</p>
<p><b>安八町役場</b></p>	<p>【起点】名神高速道路（安八スマート IC）</p> <p>↓ 安八町道南長田坊野 1 号線</p> <p>↓ 安八町道大淵 2 号線（～県道安八平田線交差点）</p> <p>↓ 県道安八平田線（～大森交差点）</p> <p>↓ 主要地方道大垣一宮線（～役場南交差点）</p> <p>↓ 安八町道大道添中道西線</p> <p>【終点】安八町役場</p>

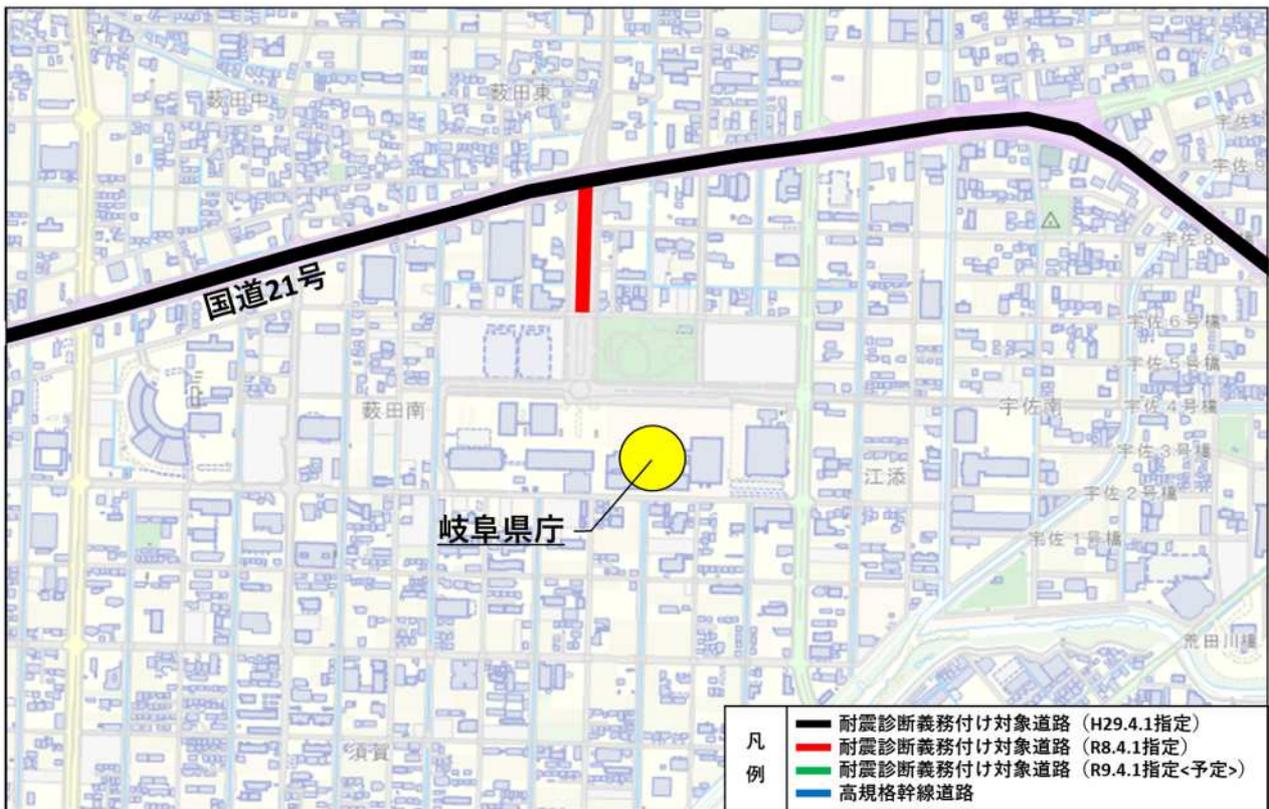
	揖斐川町役場	<p>【起点】東海環状自動車道（大野神戸 IC）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜関ヶ原線（～下磯交差点）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜巣南大野線（～大野町道黒野麻生 1 号線交差点）</p> <p>↓ 大野町道黒野麻生 1 号線（～大野交番東交差点）</p> <p>↓ 国道 303 号（～上新町交差点）</p> <p>↓ 国道 417 号（～揖斐川町道 280 号線交差点）</p> <p>↓ 揖斐川町道 280 号線</p> <p>【終点】揖斐川町役場</p>
	大野町役場	<p>【起点】東海環状自動車道（大野神戸 IC）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜関ヶ原線（～下磯交差点）</p> <p>↓ 主要地方道岐阜巣南大野線（～大野町道黒野麻生 1 号線交差点）</p> <p>↓ 大野町道黒野麻生 1 号線（～大野交番東交差点）</p> <p>↓ 大野町道黒野大野 1 号線</p> <p>【終点】大野町役場</p>
中濃	関市役所	<p>【起点】東海北陸自動車道（関 IC）</p> <p>↓ 国道 248 号（～倉知西交差点）</p> <p>↓ 主要地方道江南関線（～栄町 4 交差点）</p> <p>↓ 関市道幹 1-36 号線（～池田町交差点）</p> <p>↓ 関市道幹 1-49-1 号線（～東貸上交差点）</p> <p>↓ 県道関美濃線（～関市道幹 2-53 号線交差点）</p> <p>↓ 関市道幹 2-53 号線</p> <p>【終点】関市役所</p>
	美濃市役所	<p>【起点】東海北陸自動車道（美濃 IC）</p> <p>↓ 国道 94 号（～下松森交差点）</p> <p>↓ 国道 156 号</p> <p>【終点】美濃市役所</p>
	可児市役所	<p>【起点】国道 21 号（住吉南交差点）</p> <p>↓ 国道 248 号（～文化創造センター南交差点）</p> <p>↓ 可児市道 14 号線（～可児市役所前交差点）</p> <p>↓ 可児市道 3184 号線</p> <p>【終点】可児市役所</p>

	<b>郡上市役所</b>	<p>【起点】東海北陸自動車道（郡上八幡 IC）</p> <p>↓ 国道 156 号（～五町交差点）</p> <p>↓ 県道寒水八幡線（～総合庁舎前交差点）</p> <p>↓ 県道有穂中坪線（～郡上八幡城北交差点）</p> <p>↓ 郡上市道中坪・小野線（～下小野交差点）</p> <p>↓ 国道 472 号（～八幡大橋南交差点）</p> <p>↓ 国道 256 号</p> <p>【終点】郡上市役所</p>
	<b>富加町役場</b>	<p>【起点】東海環状自動車道（富加関 IC）</p> <p>↓ 主要地方道関金山線（～大平賀交差点）</p> <p>↓ 富加町道大山 27 号線</p> <p>↓ 富加町道滝田 70 号線（～タウンホール前交差点）</p> <p>↓ 県道富加坂祝線</p> <p>【終点】富加町役場</p>
	<b>川辺町役場</b>	<p>【起点】国道 41 号（県道 371 号線合流部）</p> <p>↓ 県道美濃加茂川辺線（～西栃井交差点）</p> <p>↓ 川辺町道西栃井 1 号線</p> <p>【終点】川辺町役場</p>
	<b>七宗町役場</b>	<p>【起点】国道 41 号（七宗橋交差点）</p> <p>↓ 主要地方道可児金山線</p> <p>【終点】七宗町役場</p>
<b>東濃</b>	<b>多治見市役所</b>	<p>【起点】国道 19 号（十九田交差点）</p> <p>↓ 多治見市道 215000 号線</p> <p>【終点】多治見市役所</p>
	<b>中津川市役所</b>	<p>【起点】国道 19 号（中村交差点）</p> <p>↓ 中津川市道 1277 号線（～市役所入口交差点）</p> <p>↓ 中津川市道 0116 号線</p> <p>【終点】中津川市役所</p>
	<b>瑞浪市役所</b>	<p>【起点】国道 19 号（上平交差点）</p> <p>↓ 瑞浪市道公園通線</p> <p>【終点】瑞浪市役所</p>

	<b>恵那市役所</b>	<p>【起点】国道 19 号（正家交差点）</p> <p>↓ 県道恵那停車場線（～恵那市道長島町 200 号線交差点）</p> <p>↓ 恵那市道長島町 200 号線</p> <p>【終点】恵那市役所</p>
	<b>土岐市役所</b>	<p>【起点】国道 19 号（大富交差点）</p> <p>↓ 土岐市道 82394 号線（～新土岐川橋北交差点）</p> <p>↓ 土岐市道 82395 号線（～新土岐川橋南交差点）</p> <p>↓ 土岐市道 70017 号線（～浅野朝日町交差点）</p> <p>↓ 県道武並土岐多治見線</p> <p>【終点】土岐市役所</p>
<b>飛驒</b>	<b>飛驒市役所</b>	<p>【起点】国道 41 号（稲葉交差点）</p> <p>↓ 県道飛驒古川停車場線（～本町交差点）</p> <p>↓ 県道古川国府線</p> <p>【終点】飛驒市役所</p>
	<b>下呂交流会館</b>	<p>【起点】国道 41 号（下呂市道小川 4 号線交差点）</p> <p>↓ 下呂市道小川 4 号線（～下呂市道小川 2 号線交差点）</p> <p>↓ 下呂市道小川 2 号線（～下呂市道森 8 号線交差点）</p> <p>↓ 下呂市道森 8 号線（～下呂市道森 14 号線交差点）</p> <p>↓ 下呂市道森 14 号線</p> <p>【終点】下呂交流会館</p>

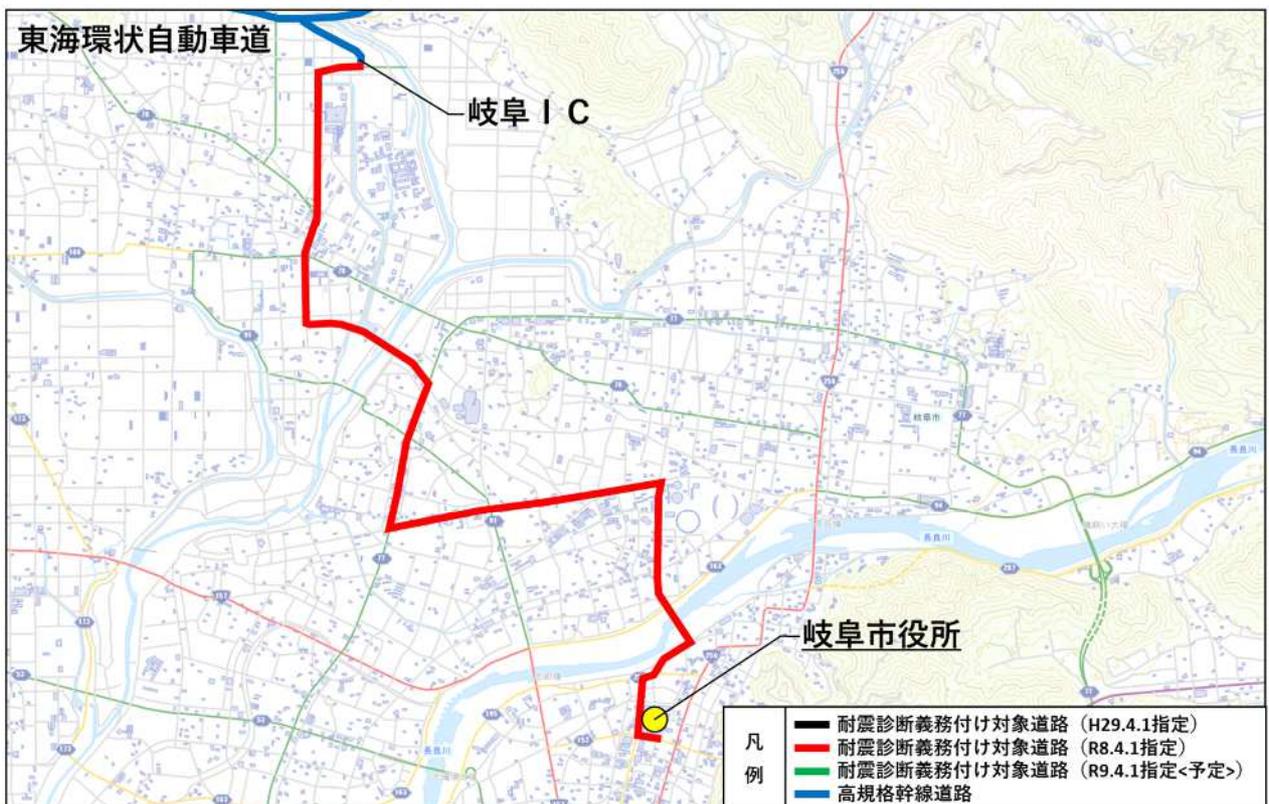
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 岐阜県庁



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 岐阜市役所



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 羽島市役所



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 各務原市役所



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 山県市役所



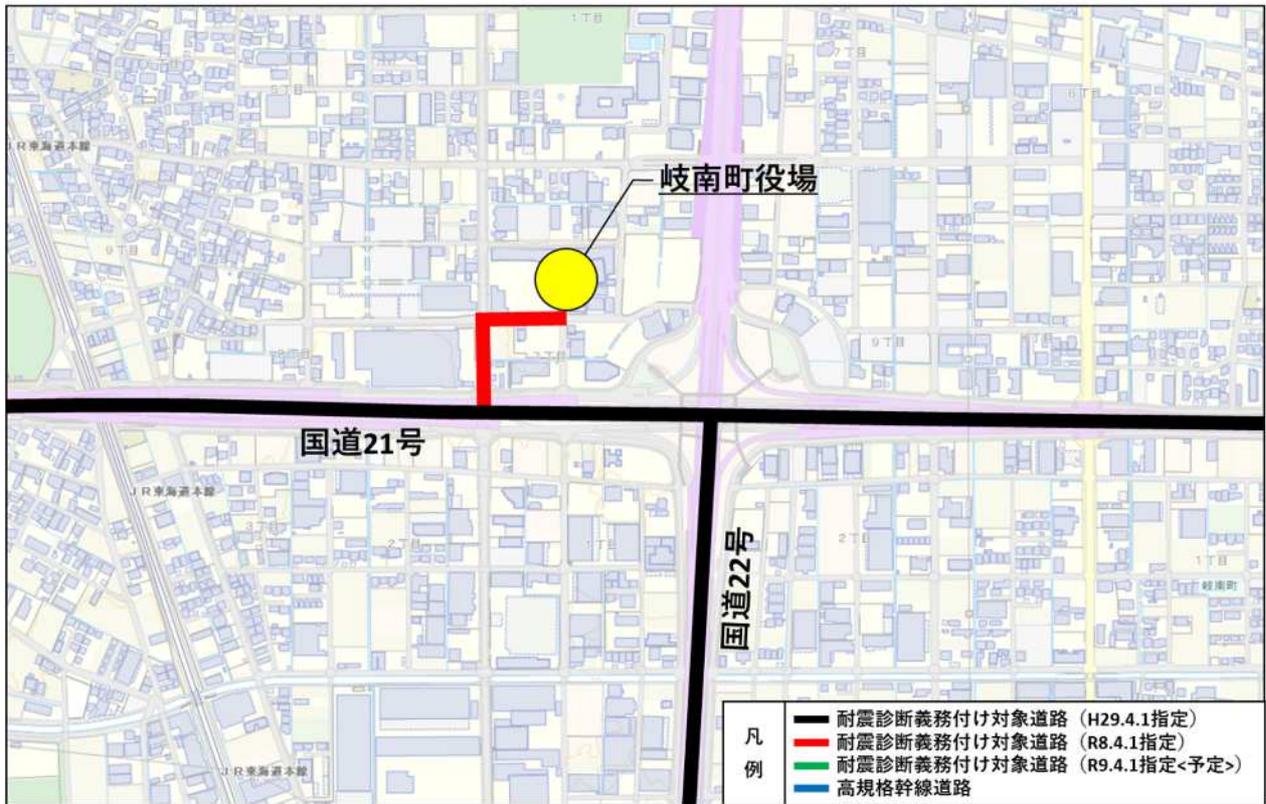
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 瑞穂市役所



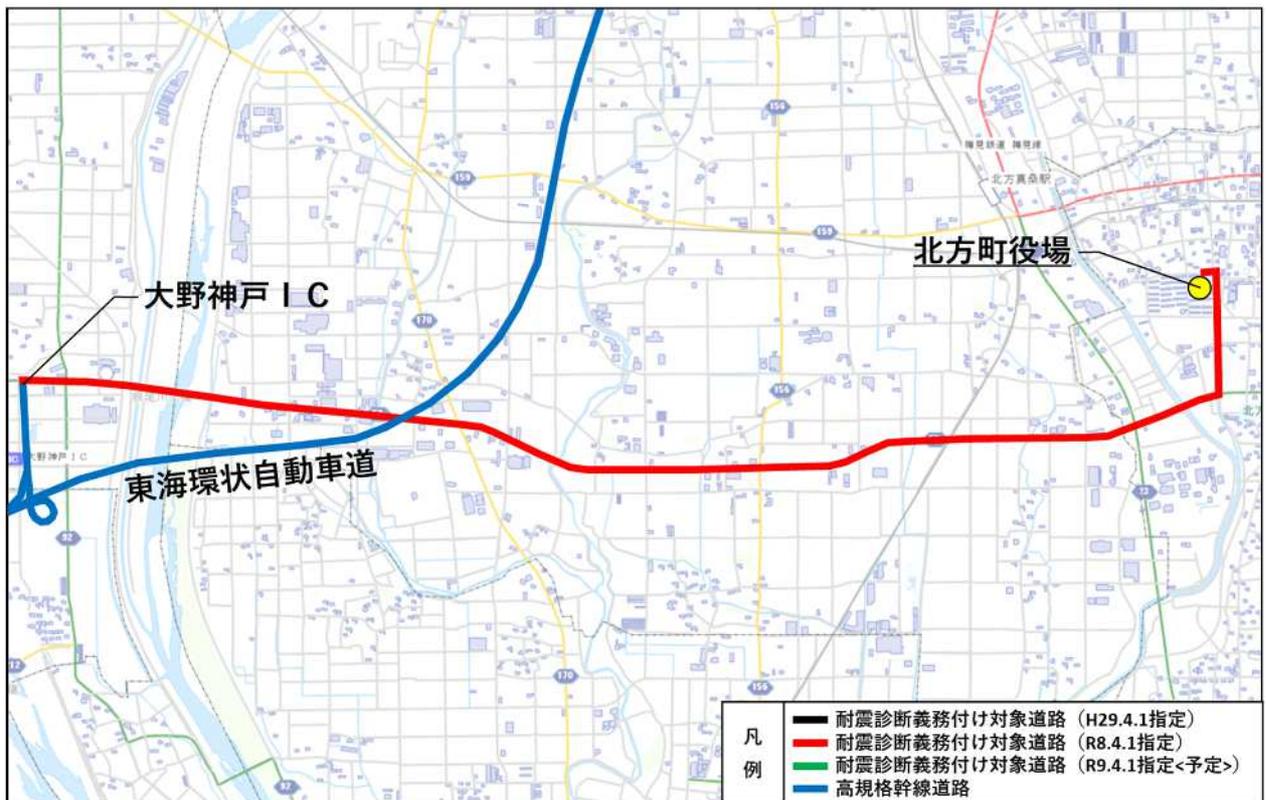
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 岐南町役場



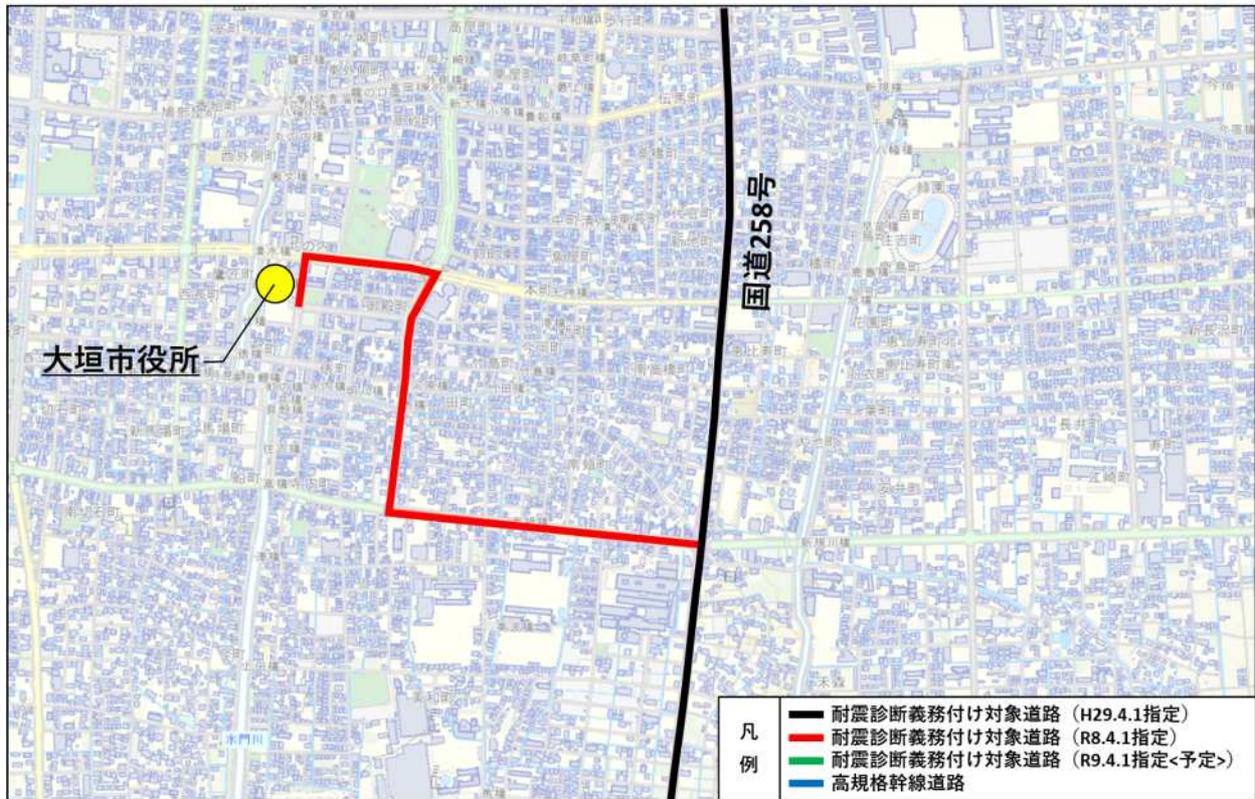
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 北方町役場



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 大垣市役所



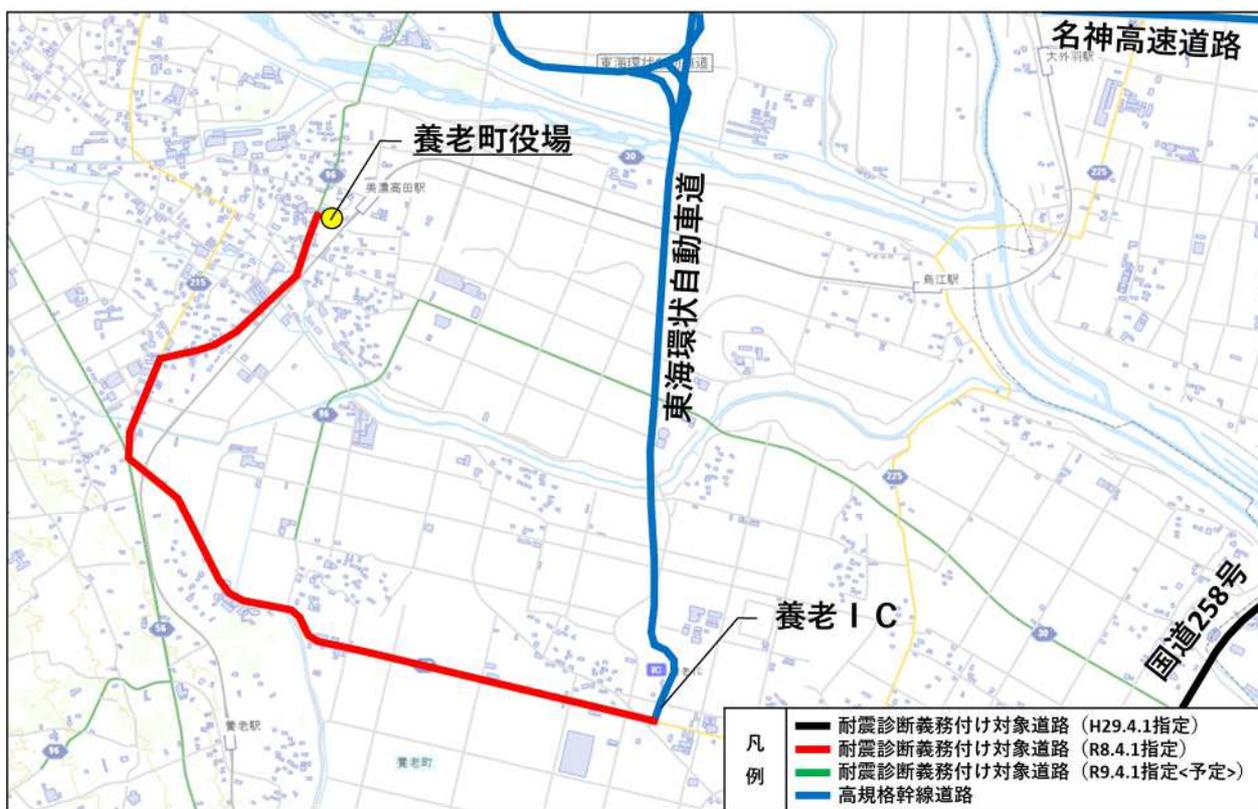
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 海津市役所



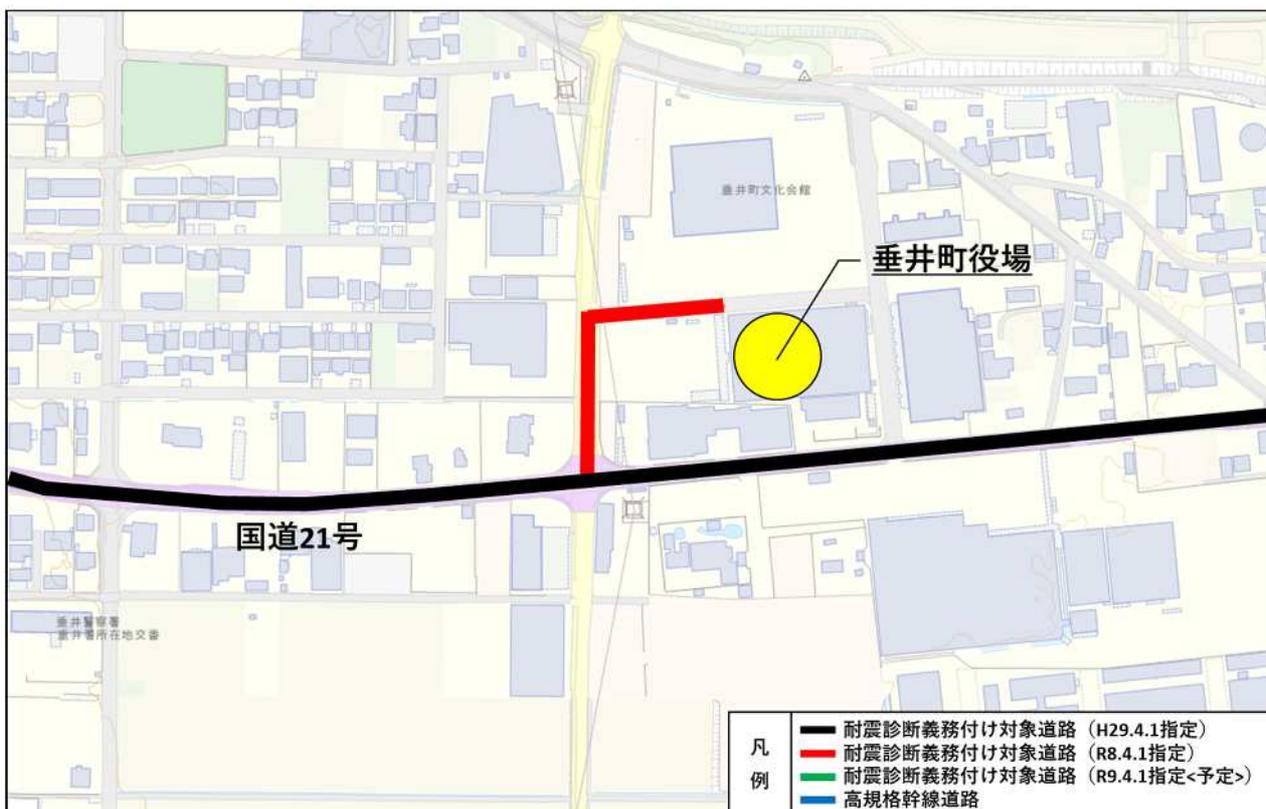
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 養老町役場



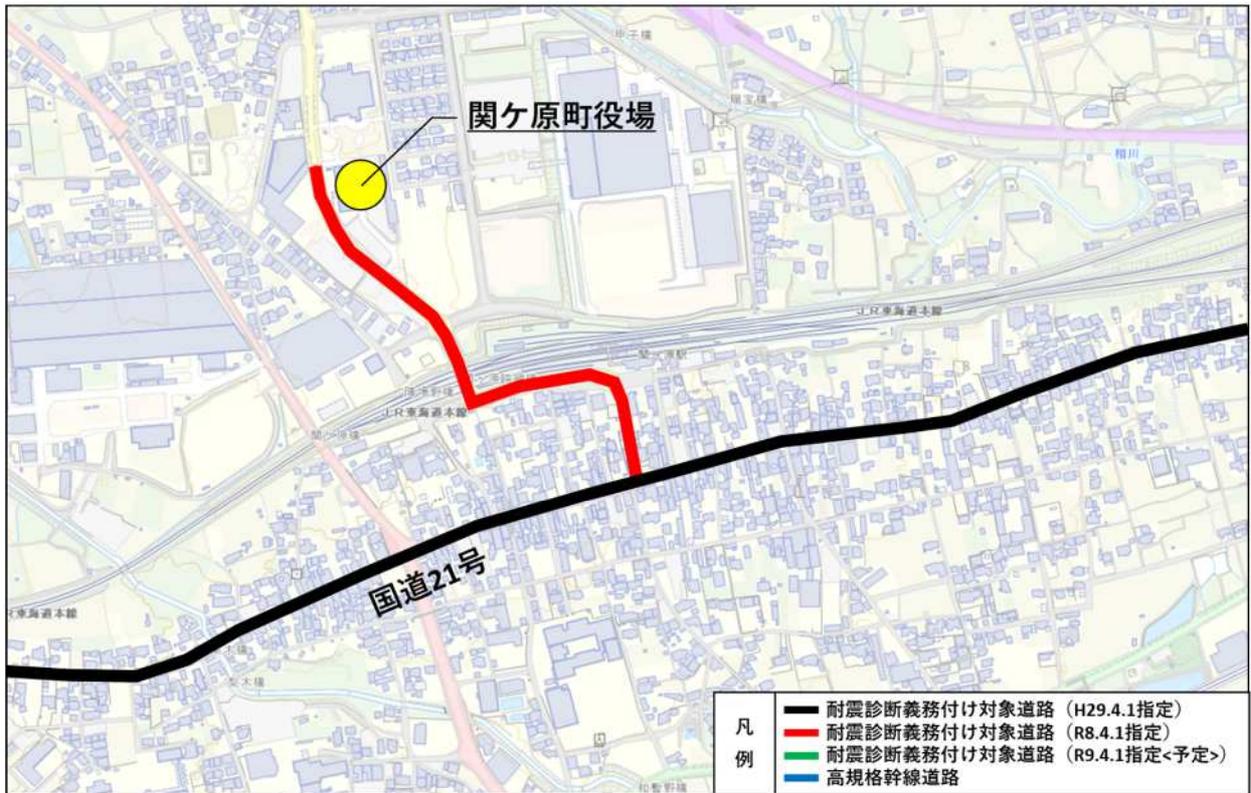
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 垂井町役場



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 関ヶ原町役場



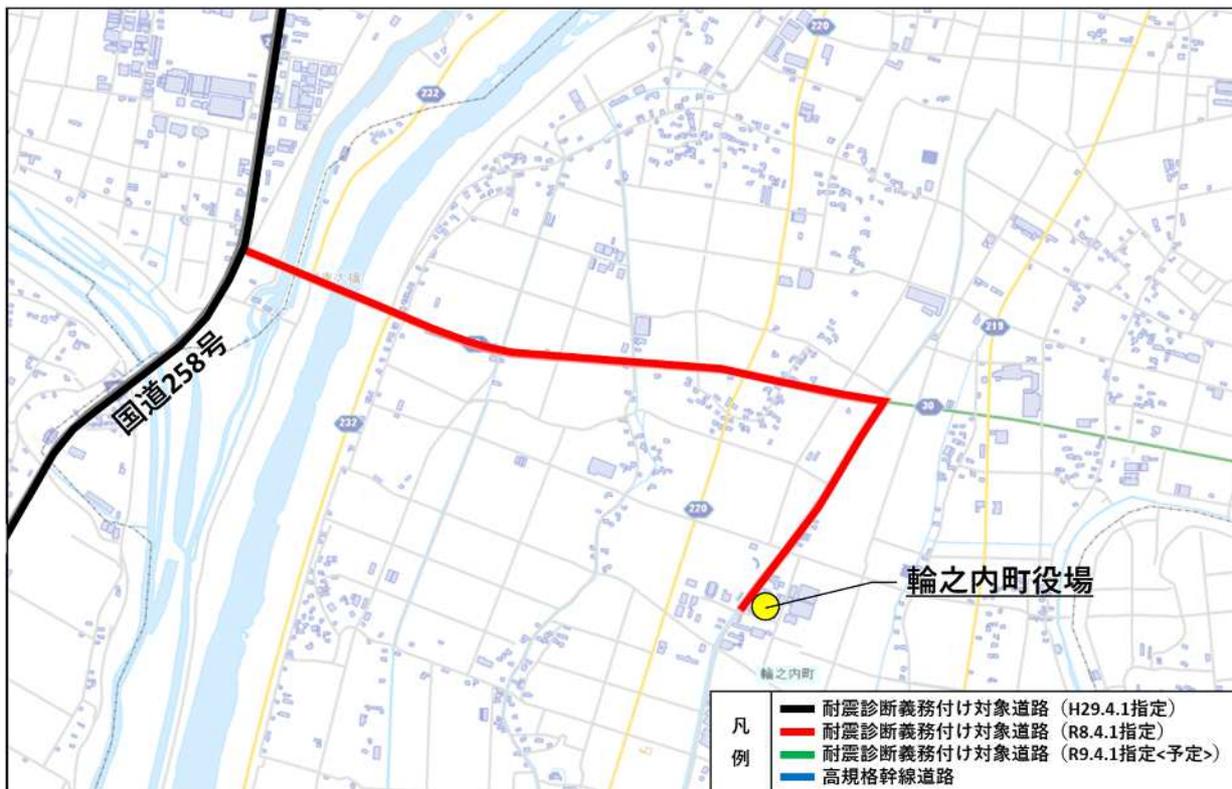
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 神戸町役場



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 輪之内町役場



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 安八町役場



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 揖斐川町役場



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 大野町役場



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 関市役所



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 美濃市役所



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 可児市役所



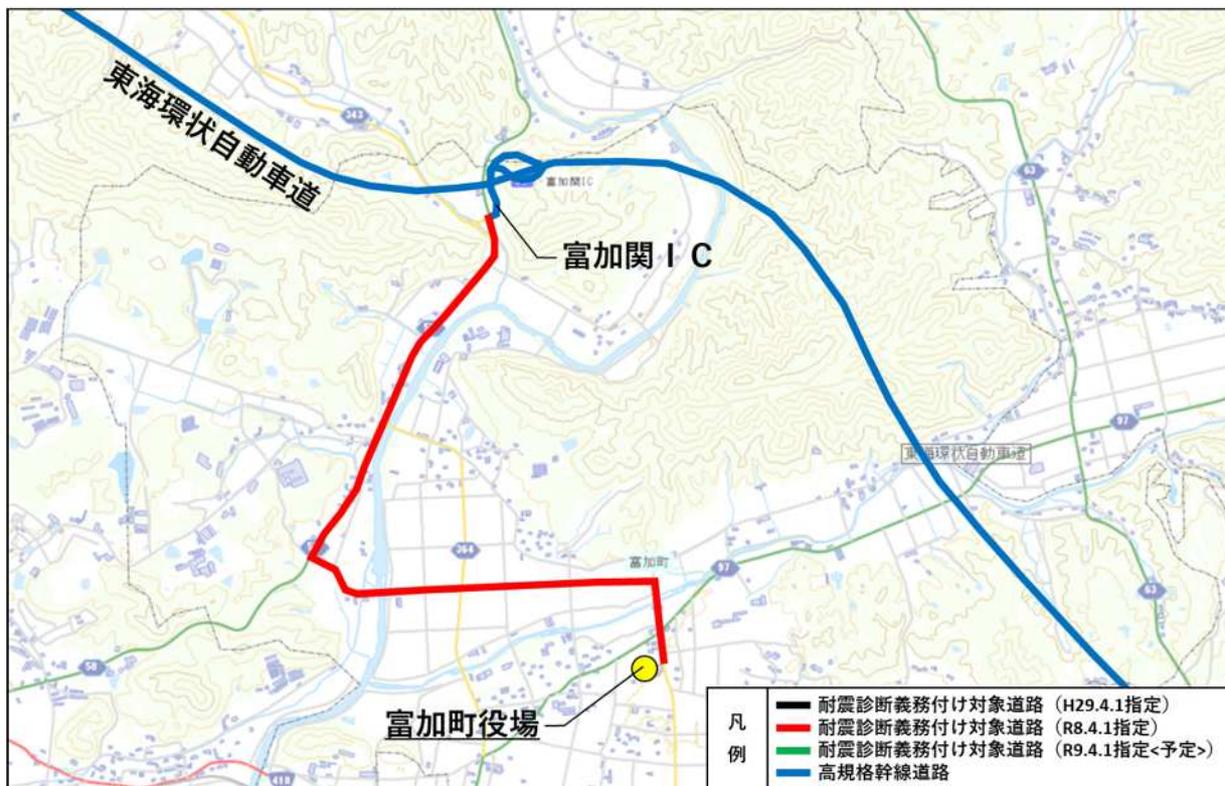
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 郡上市役所



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 富加町役場



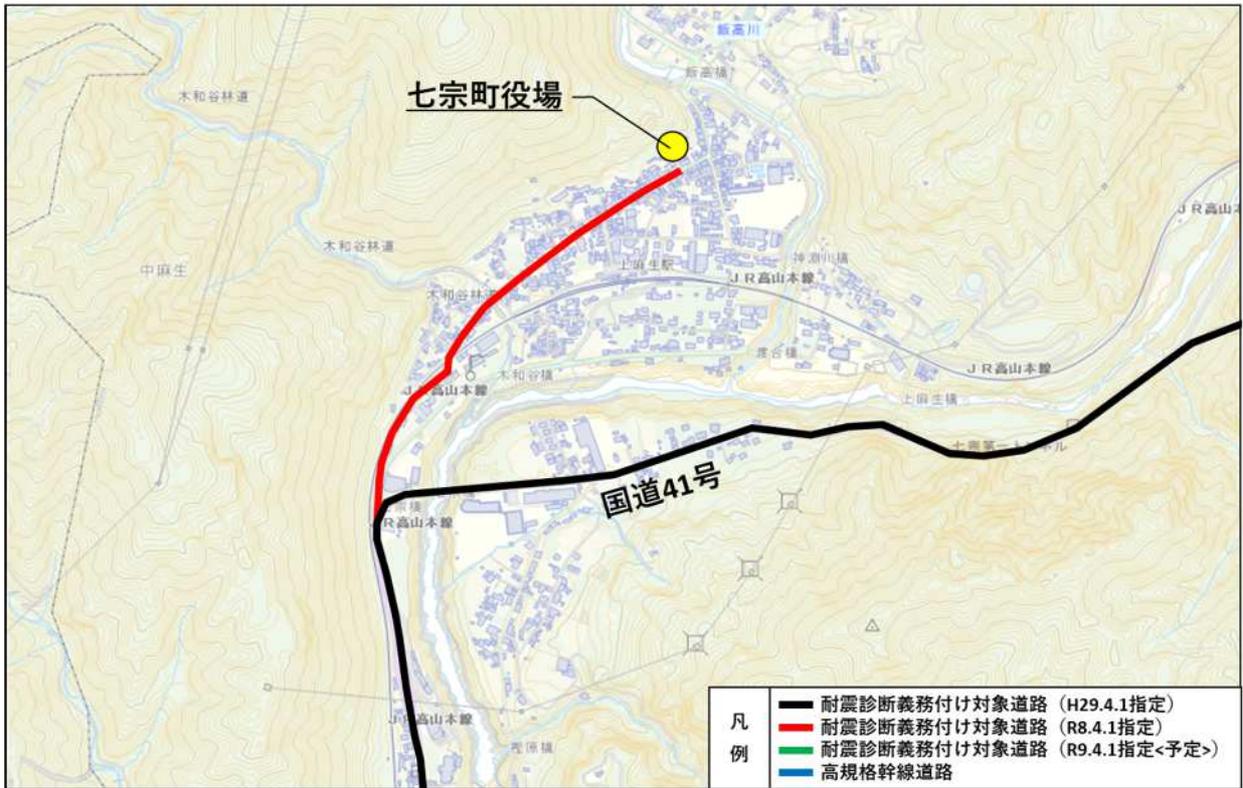
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 川辺町役場



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 七宗町役場



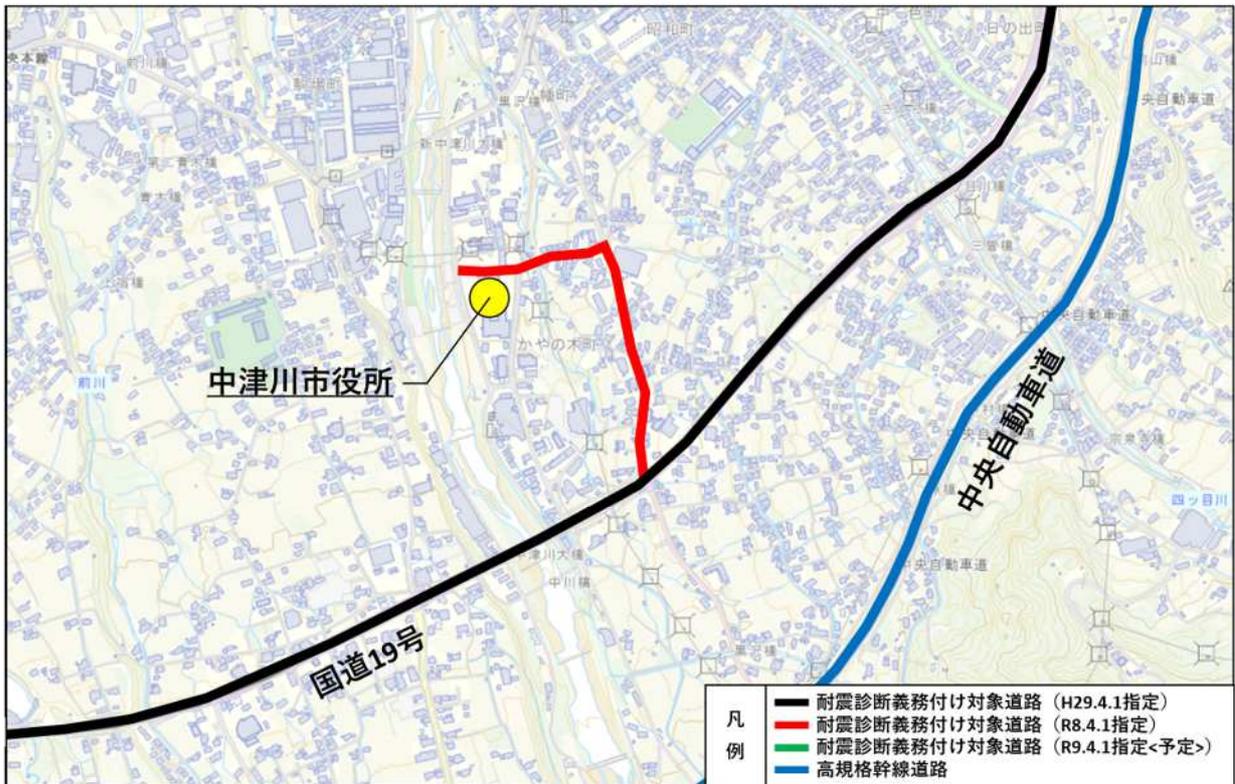
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 多治見市役所



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 中津川市役所



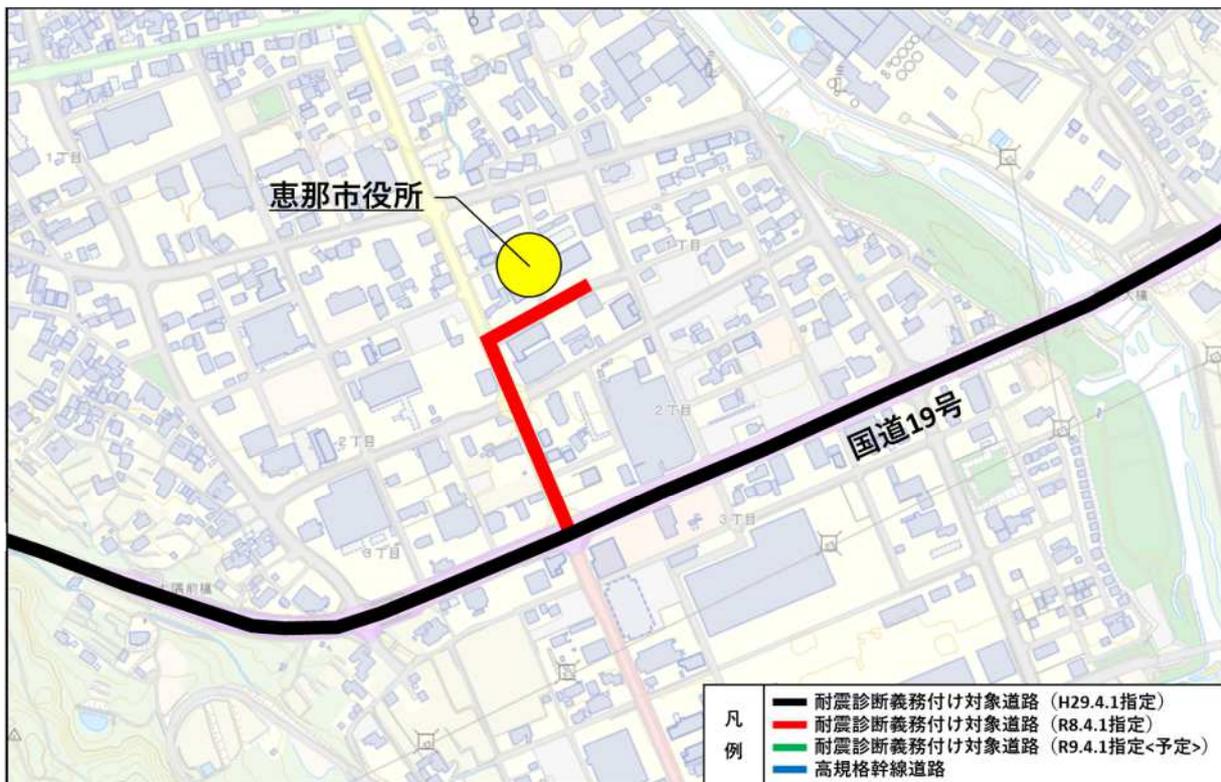
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 瑞浪市役所



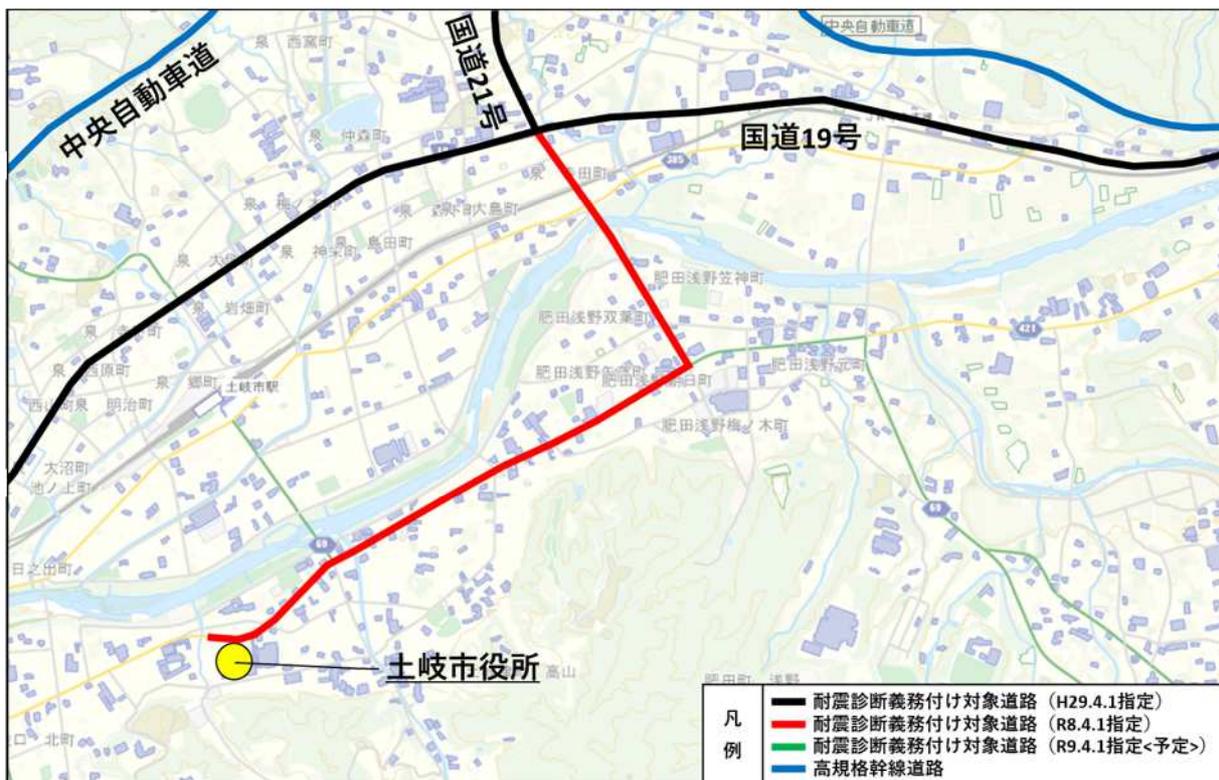
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 恵那市役所



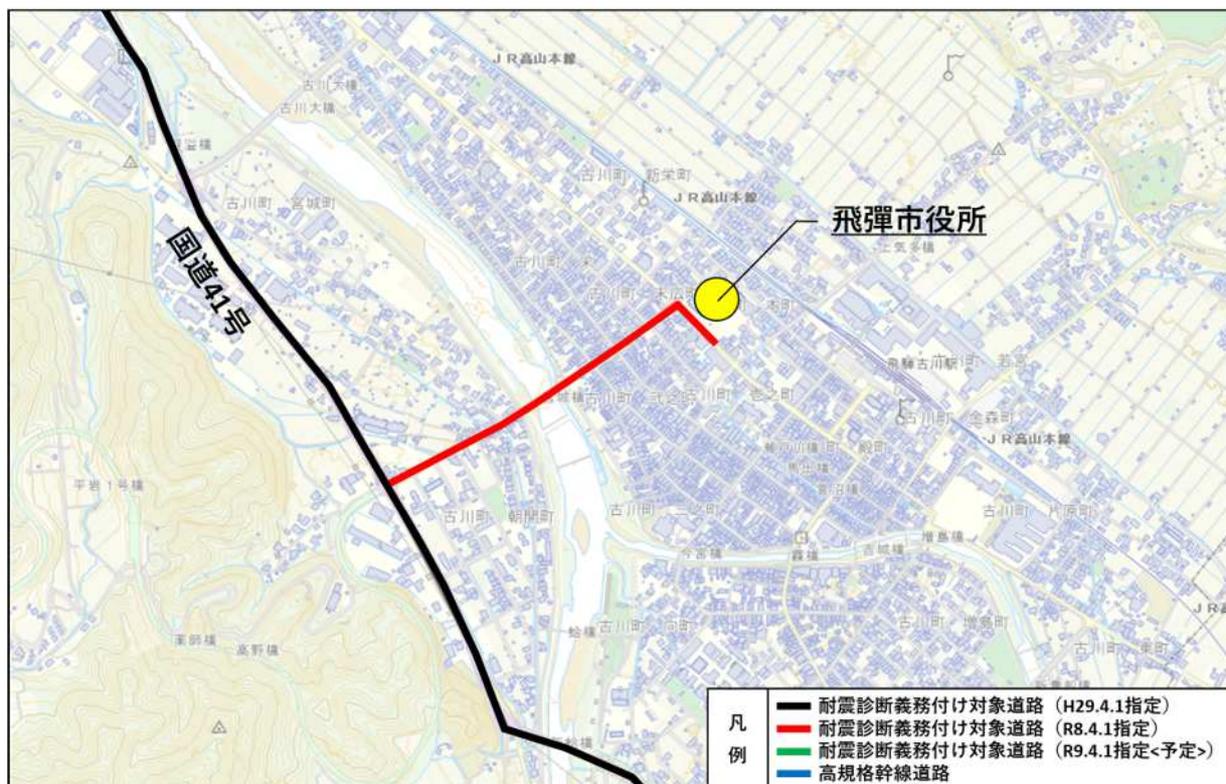
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 土岐市役所



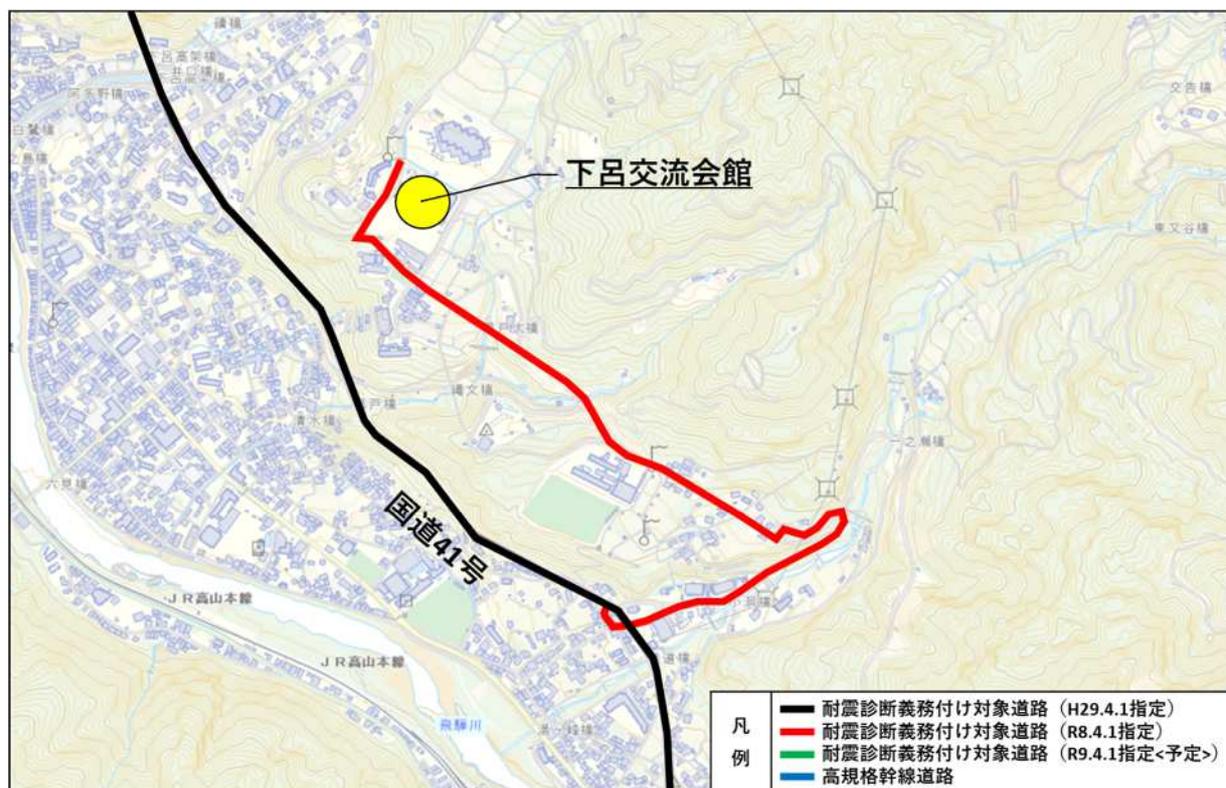
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 飛彈市役所



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1  
 防災拠点施設 : 下呂交流会館



<令和9年4月1日指定(予定)>

地域	施設名称	道路名称等
岐阜	本巣市役所	<p>【起点】東海環状自動車道(本巣PA・もとまるパーク)</p> <p>↓ 本巣市道糸貫2010号線(～本巣市道西部連絡道路線交差点)</p> <p>↓ 本巣市道西部連絡道路線</p> <p>【終点】本巣市役所</p>
	笠松町役場	<p>【起点】国道21号(藪田交差点)</p> <p>↓ 主要地方道岐阜南濃線(～柳津小学校前交差点)</p> <p>↓ 県道笠松墨俣線(～栄町西交差点)</p> <p>↓ 主要地方道岐阜稲沢線(～木曾川橋西交差点)</p> <p>↓ 県道下印食笠松線(～笠松町道東金池町港町1号線交差点)</p> <p>↓ 笠松町道東金池町港町1号線(～笠松町道司町上本町1号線交差点)</p> <p>↓ 笠松町道司町上本町1号線</p> <p>【終点】笠松町役場</p>
西濃	池田町役場	<p>【起点】東海環状自動車道(大野神戸IC)</p> <p>↓ 主要地方道岐阜関ヶ原線(～下八幡広海橋交差点)</p> <p>↓ 国道417号(～池野上町交差点)</p> <p>↓ 池田町道池野53号線</p> <p>【終点】池田町役場</p>
中濃	美濃加茂市役所	<p>【起点】国道41号(太田本町4交差点)</p> <p>↓ 県道各務原美濃加茂線</p> <p>【終点】美濃加茂市役所</p>
	坂祝町役場	<p>【起点】国道41号(太田本町4交差点)</p> <p>↓ 県道各務原美濃加茂線(～坂祝町役場前交差点)</p> <p>↓ 坂祝町道大林線(～坂祝町道取組～黒岩線)</p> <p>↓ 坂祝町道取組～黒岩線</p> <p>【終点】坂祝町役場</p>
	八百津町役場	<p>【起点】国道21号(古屋敷交差点)</p> <p>↓ 主要地方道多治見白川線(～町道八百津中央線交差点)</p> <p>↓ 八百津町道八百津中央線</p> <p>【終点】八百津町役場</p>

	白川町役場	<p>【起点】国道 41 号（白川口交差点）</p> <p>↓ 主要地方道下呂白川線</p> <p>【終点】白川町役場</p>
	東白川村役場	<p>【起点】国道 41 号（白川口交差点）</p> <p>↓ 主要地方道下呂白川線（～東白川村道平 3 号線交差点）</p> <p>↓ 東白川村道平 3 号線（～東白川村道平 1 号線交差点）</p> <p>↓ 東白川村道平 1 号線</p> <p>【終点】東白川村役場</p>
飛驒	高山市役所	<p>【起点】国道 41 号（上岡本町南交差点）</p> <p>↓ 国道 158 号（～花里跨線橋東交差点）</p> <p>↓ 高山市道花里広小路線（～高山駅南交差点）</p> <p>↓ 主要地方道高山停車場線（～高山駅北交差点）</p> <p>↓ 高山市道花岡冬頭線</p> <p>【終点】高山市役所</p>
	白川村役場	<p>【起点】東海北陸自動車道（白川郷 IC）</p> <p>↓ 国道 156 号（～白川郷 IC 口）</p> <p>↓ 白川村道鳩谷飯島幹線</p> <p>【終点】白川村役場</p>

※御嵩町役場（庁舎移転後）は、平成 29 年 4 月 1 日指定道路沿いのため、新たに指定する道路はない。

参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R9.4.1<予定>  
 防災拠点施設 : 本巢市役所



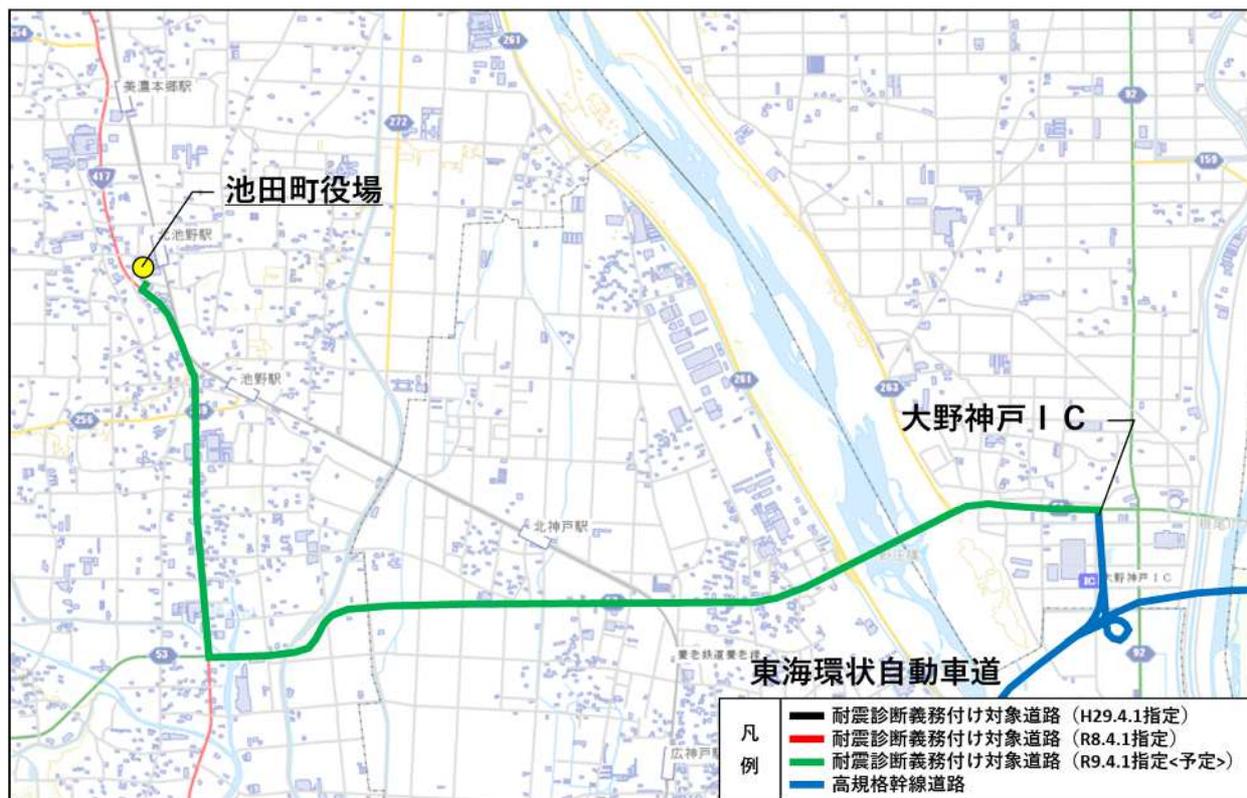
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R9.4.1<予定>  
 防災拠点施設 : 笠松町役場



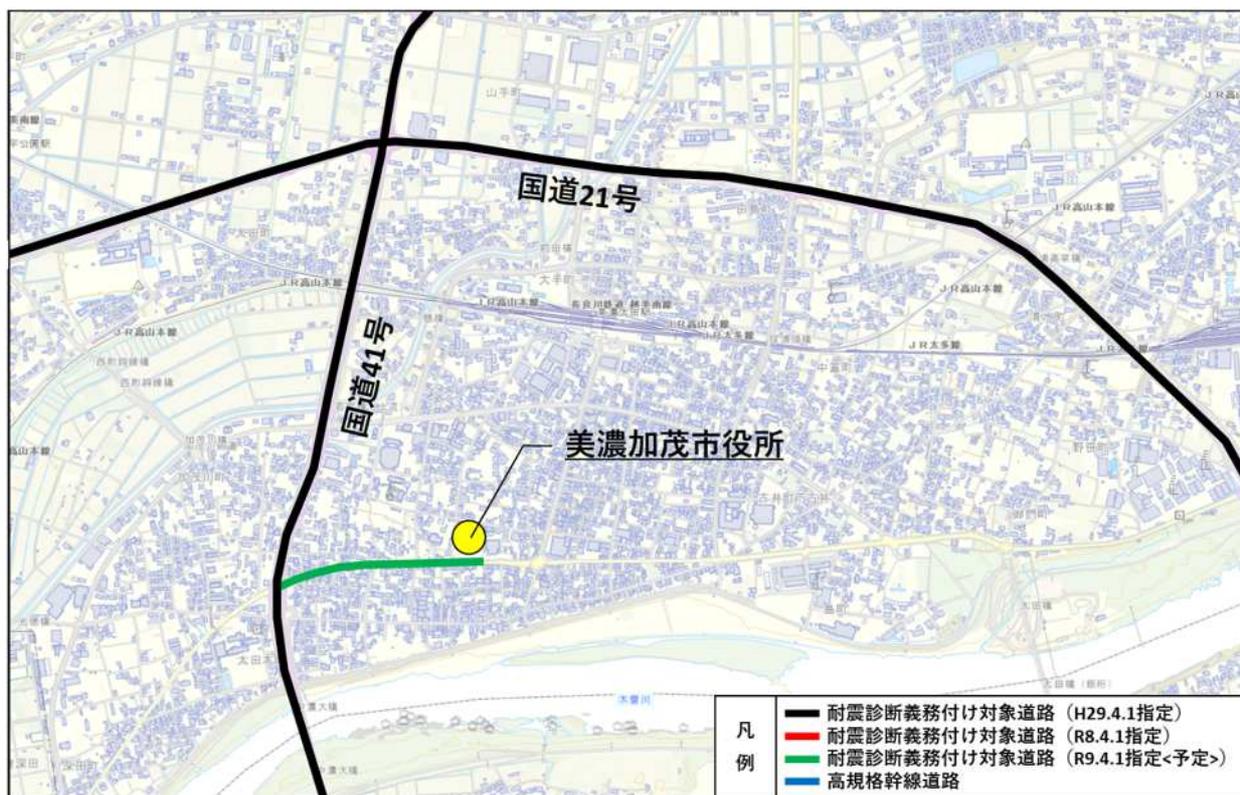
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R9.4.1<予定>  
 防災拠点施設 : 池田町役場



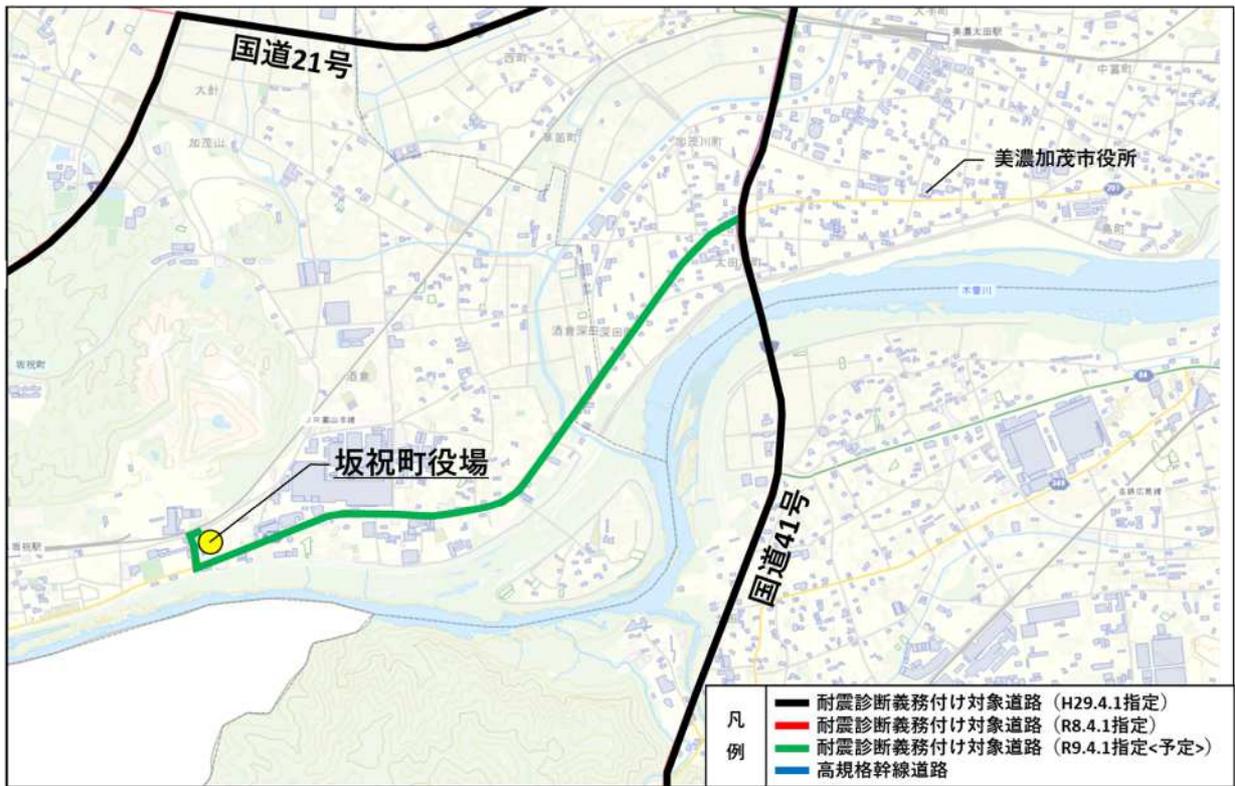
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R9.4.1<予定>  
 防災拠点施設 : 美濃加茂市役所



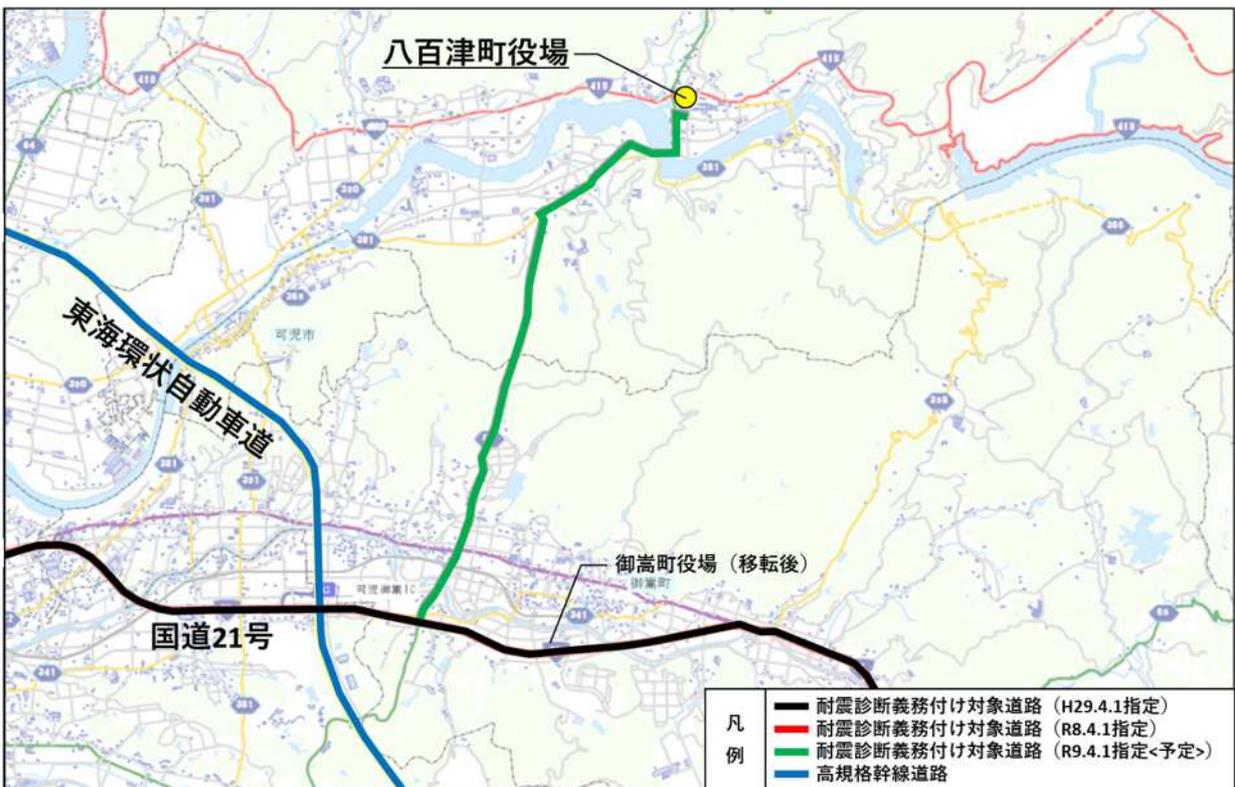
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R9.4.1<予定>  
防災拠点施設 : 坂祝町役場



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R9.4.1<予定>  
防災拠点施設 : 八百津町役場



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R9.4.1<予定>  
 防災拠点施設 : 白川町役場



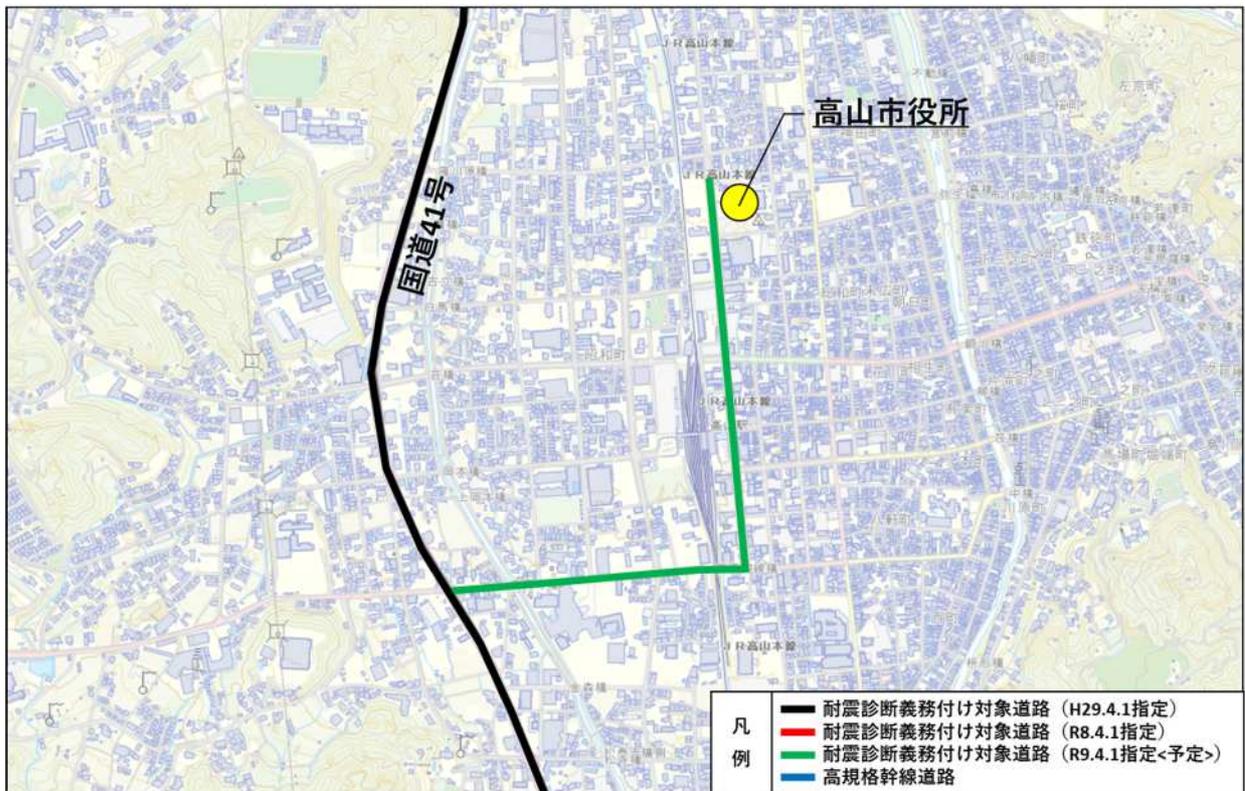
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R9.4.1<予定>  
 防災拠点施設 : 東白川村役場



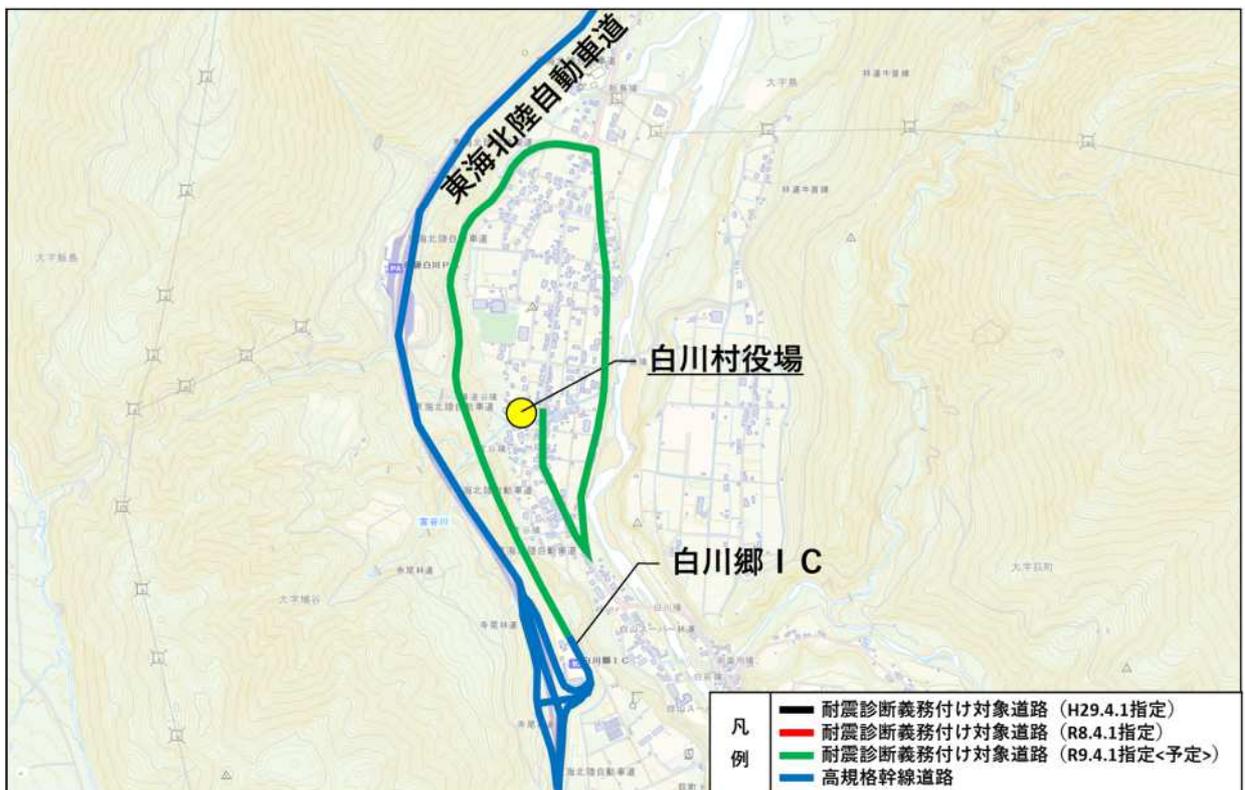
参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R9.4.1<予定>  
防災拠点施設 : 高山市役所



参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R9.4.1<予定>  
防災拠点施設 : 白川村役場



## 耐震診断結果の報告期限

### <平成 29 年 4 月 1 日指定>

同法施行令第 4 条第 1 号で定める建築物（建物）：令和 2 年 3 月 31 日

同法施行令第 4 条第 2 号で定める建築物（ブロック塀等）：令和 11 年 3 月 31 日

### <令和 8 年 4 月 1 日指定>

同法施行令第 4 条第 1 号で定める建築物（建物）：令和 11 年 3 月 31 日

同法施行令第 4 条第 2 号で定める建築物（ブロック塀等）：令和 11 年 3 月 31 日

### <令和 9 年 4 月 1 日指定（予定）>

同法施行令第 4 条第 1 号で定める建築物（建物）：令和 12 年 3 月 31 日

同法施行令第 4 条第 2 号で定める建築物（ブロック塀等）：令和 12 年 3 月 31 日

注：要緊急安全確認大規模建築物については、法附則第 3 条第 2 項の規定により報告義務なし